

# **勝山市緑の基本計画 改定版(案)**

**令和7(2025)年  
12月時点**

# 目次

<b>第1章 基本的事項 .....</b>	<b>1</b>
1-1 緑の基本計画とは .....	1
1-2 計画改定の背景と目的 .....	2
1-3 計画の期間・位置づけ .....	3
1-4 計画で対象とする緑 .....	4
1-5 本計画と生物多様性の関係性 .....	5
<b>第2章 現状と課題 .....</b>	<b>6</b>
2-1 緑を取り巻く社会情勢の変化 .....	6
2-2 市の概況 .....	8
2-3 緑の現況 .....	26
2-4 前計画の評価 .....	36
2-5 緑の機能別の評価 .....	40
2-6 今後の課題 .....	48
<b>第3章 計画の目標 .....</b>	<b>49</b>
3-1 緑の将来像 .....	49
3-2 基本方針 .....	52
3-3 目標 .....	53
<b>第4章 緑地の保全・緑化の推進方針 .....</b>	<b>56</b>
4-1 総合的な方針 .....	56
4-2 系統別配置方針 .....	57
4-3 施設緑地の整備・配置方針 .....	59
4-4 地域制緑地の整備・配置方針 .....	60
<b>第5章 施策の展開 .....</b>	<b>61</b>
5-1 施策の体系 .....	61
5-2 具体的な施策内容 .....	62
<b>第6章 保全配慮地区 .....</b>	<b>68</b>
6-1 保全配慮地区の設定 .....	68
6-2 保全配慮地区の特性 .....	69
6-3 生物多様性の保全に向けた方針 .....	69
<b>第7章 計画の推進と進捗管理 .....</b>	<b>71</b>
7-1 推進体制 .....	71
7-2 進捗管理 .....	72

# 第1章 基本的事項

## 1-1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づいて、各地方自治体が独自に定めることができる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

「勝山市緑の基本計画 改定版」(以下「本計画」という。)では、勝山市の実情を十分に勘案して、緑地保全や緑化推進等に関して、将来像や目標を定め、それらの実現に向けて、公民一体の施策や取組を展開し、協働による緑のまちづくりを推進します。

【都市緑地法第4条2項で定められている事項との対応状況】

法で定められている事項	本計画での対応箇所
緑地の保全及び緑化の目標	第3章 計画の目標 全般
緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	第4章 緑地の保全・緑化の推進方針 全般
緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	第5章 施策の展開 全般
市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	第4章 緑地の保全・緑化の推進方針 4-3 施設緑地の整備・配置方針
緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項	第6章 保全配慮地区 全般

## 1-2 計画改定の背景と目的

本市は、1997(平成9)年3月に「勝山市緑の基本計画」(以下「前計画」という。)を策定しており、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化を市民・事業者・行政の協働のもと進めてきました。

しかし、計画策定以降、人口減少や少子高齢化、急激な気候変動や生物多様性の損失など、社会情勢は大きく変化しています。社会情勢の変化に伴い、緑に求められる役割も変化しており、緑の量的な拡大を重視するだけでなく、確保した緑をどのように活用するのかという視点も重要になっています。

こうした背景を踏まえ、これまでの計画の成果や新たに生じた課題、社会情勢の変化などに対応した計画とするため、以下に示すポイントを踏まえ改定を行います。

### 【改定のポイント】

#### ○生物多様性の保全に貢献する将来像や地区を新たに設定

気候変動と並んで喫緊の課題となっている生物多様性の危機に対応すべく、生物多様性保全の視点からみた将来像を新たに記載しました。また、特に市内で生物多様性の保全を図っていくエリアとして「長尾山総合公園」を「保全配慮地区」に指定し、生物多様性を保全するための方針や指標を新たに設定しました。

#### ○多様な課題解決につながる目標を新たに設定

緑を保全・活用することは、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルなどの実現だけでなく、地域が抱えている課題の解決や保全・活用を通じた人々のウェルビーイングの向上にもつながります。これらを踏まえ、多様な課題解決につながる新たな目標を設定しました。

#### ○社会情勢を踏まえた施策の見直し

これまでの緑の量的な拡大を重視する施策だけでなく、グリーンインフラの利用や多様な主体との連携、DX化などにより緑の量・質の向上につなげる新たな施策体系を検討しました。

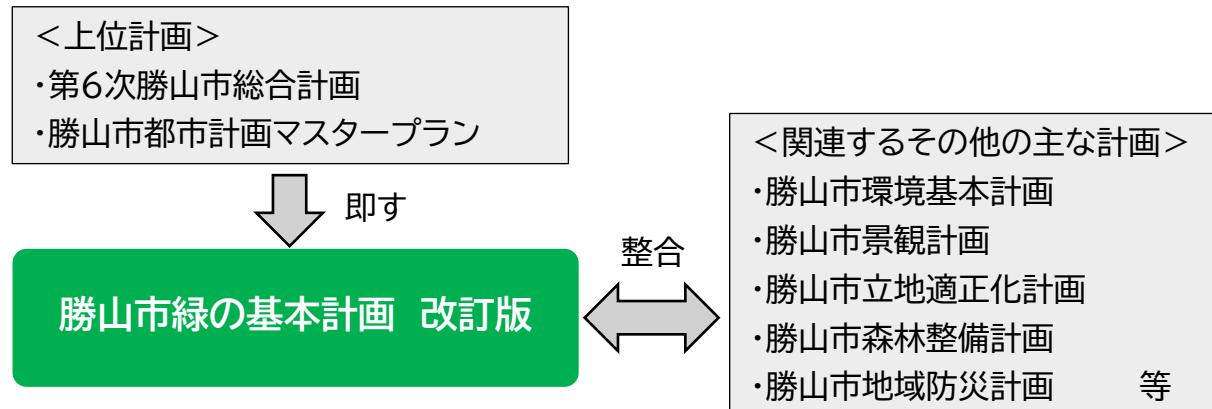
## 1-3 計画の期間・位置づけ

### (1) 計画の期間

本計画の期間は、2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間とします。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「第6次勝山市総合計画」と「勝山市都市計画マスターplan」に即するとともに、「勝山市環境基本計画」等の関連計画との整合を図ります。



【本計画の位置づけ】

## 1-4 計画で対象とする緑

本計画では、樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地全体を「緑」という用語で表します。具体的には、樹林地や河川・沼等の水辺地、公園、広場、グラウンド、住宅の庭、建物の屋上緑化、壁面緑化、街路樹等を含めた広い意味で用います。

### 【本計画で対象とする緑】

樹林地、農地、草地、河川・沼、水辺地、公園緑地、広場、  
グラウンド、住宅の庭、建物の屋上緑化、壁面緑化、街路樹など

また、本計画において緑地は、都市公園やそれに準ずる施設の「施設緑地」と法令や協定などで良好な自然環境などの保全を図ることを目的として指定されている緑地である「地域制緑地」の総称とし、以下の表に示すものを対象とします。

### 【本計画で対象とする緑地】

施設緑地	都市公園	都市公園法で規定する公園や緑地 (街区公園、近隣公園、総合公園、都市緑地など)
	公共施設の緑地	都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設 (学校や幼稚園のグラウンド、公共施設や道路の植栽など)
	民間施設の緑地	住宅地・商業地・工業地の緑地や社寺境内地 (住宅の庭や生垣、工場の敷地内緑化、協定等を結び開放している企業のグラウンドなど)
地域制緑地	国立公園・自然公園	法による緑地 (自然公園法)
	農業振興地域	法による緑地 (農業振興地域整備法)
	河川区域	法による緑地 (河川法)
	地域森林計画対象民有林	法による緑地 (森林法)
	保安林区域	法による緑地 (森林法)
	天然記念物	法による緑地 (文化財保護法)
	史跡・名勝で緑地として扱えるもの	法による緑地 (文化財保護法)

## 1-5 本計画と生物多様性の関係性

生物多様性は、世界的に劣化が進んでいるとされ、その要因は過去50年間に加速しているとされています。また、日本においても、生物多様性の損失速度はこれまでの取組により低下傾向にあるものの、損失を止めるには至っていないとされています。

生物多様性・自然資本は、食料やきれいな水・空気の供給や災害の防止などの、私たちの生活を支える自然の恵みの源流であり、その損失は気候変動と並び世界的な危機とされています。

本市においても、今後気候変動に伴う災害の頻発化に直面すると考えられます。また、遊休農地の発生や野生動物との軋轢や外来種の侵入による農林業などへの被害も見られているところであります、健全な生態系を維持・回復させ、これらの課題に対処していく必要があります。

しかし、人口の減少や高齢化は本市でも進行しており、2030(令和12)年には人口が19,272人まで減少すると予測され、今後地域の生物多様性保全に係る活動の担い手も不足することが予想されます。

2023(令和5)年に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、生物多様性の損失を止め、回復させていくという「ネイチャーポジティブ」の考え方を示しています。豊かな生物多様性から得られる生態系サービスを持続的に享受していくためには、ネイチャーポジティブの実現が不可欠であり、それには生物多様性や生態系サービスの基盤となる「緑」の保全が不可欠です。

このように、生物多様性を保全することは本計画の趣旨や取組の推進にもつながる密接な関係にあるため、本計画において生物多様性の保全を最重要項目の一つとして位置付けました。具体的には、「第3章 計画の目標」の「3-1 緑の将来像」において、生物多様性保全の視点からみた将来像を示すとともに、「第6章 保全配慮地区」において、市内で特に生物多様性の保全を図るエリアとして「長尾山総合公園」を保全配慮地区に選定し、保全に向けた方針や指標などを新たに示し、重点的に取り組むこととしています。



【ネイチャーポジティブの概念図】

図:ネイチャーポジティブポータル(環境省)

## 第2章 現状と課題

### 2-1 緑を取り巻く社会情勢の変化

前計画の策定時から、都市を取り巻く社会経済状況は、少子高齢化や人口減少、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化、生物多様性の減少、社会資本の老朽化の進行、市民の価値観の多様化などにより大きく変化しています。これらの社会情勢の変化を受けて、国では緑について、新たな方針の公表や制度の制定・改正などを行っています。

#### (1)緑の基本方針

都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、2024(令和6)年12月に緑地の保全及び緑化の推進について「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」を公表しています。

この方針では、全体目標(将来的な都市のあるべき姿)を「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、ウェルビーイングが実感できる緑豊かな都市」とし、国全体として都市の緑地を郊外部も含め保全・創出させ、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることをを目指すとともに、都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促しています。また、カーボンニュートラルの実現やウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現と併せて、地域の貴重な緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進し、人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現が求められています。

都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」はこの方針に基づいて、策定や内容の一層の充実を促すとともに、多様な主体と連携しながら、都市における緑地の保全等に向けて総合的に取り組んでいくこととされています。

#### (2)グリーンインフラの推進

グリーンインフラとは、緑の環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観形成機能など多様な機能活用し、社会における様々な課題を解決する社会基盤のことと言います。

2023(令和5)年に策定された「グリーンインフラ推進戦略」では、都市における緑地を含む自然は、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル等に資するものであり、それが有する多様な機能を活用して地域が抱えている課題の解決に取り組み、人々のウェルビーイングの向上等を図るものとされています。

### (3)都市緑地法等の改正に伴う新たな制度

2017(平成29)年に都市緑地法と都市公園法等が一部改正され、「都市公園の再生・活性化」、「緑地・広場の創出」、「都市農地の保全・活用」に関わる新たな制度が多数創設されました。

都市緑地法の改正では、民間活力を最大限生かして、オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、みどり法人制度の拡充や、市民緑地認定制度の創設などが示されました。また、都市公園法等の改正では、①ストック効果をより高める、②民間との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、という3つの観点から、新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、公募設置管理制度(Park-PFI)の創設や保育所等の占用物件への追加などが示されました。

### (4)生物多様性への配慮

私たちは生物多様性によって、自然と触れあうレクリエーションや大気・水の浄化、緑陰による遮熱の緩和など様々な恩恵を受けています。しかし、生物多様性は人間の活動により世界的な悪化が続いていること、環境省の「2021(令和3)年3月に取りまとめた「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JBO3)」では、国の生物多様性は過去50年間損失し続けており、農地や森林、干潟等の減少や環境の変化等、生態系の規模や質の低下が継続しているとともに、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数も減少傾向にあることが指摘されています。

生物多様性国家戦略では、ネイチャーポジティブ実現に向けた鍵として2030(令和12)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」が示されています。この実現に向けて、2023(令和5)年4月から民間企業や地域の団体などによる生物多様性の保全の取組を促進するために、民間などの取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みをスタートしました。

今後も、生物多様性の恩恵を受けられるように、里地里山のように人が手を入れることによって維持されてきた自然環境や生物多様性に配慮した持続的な産業活動が行われている地域を活かしていくことが重要です。

### (5)居心地が良く歩きたくなるまちなか

国土交通省は、新たな時代のまちづくりの方向性として、コンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取組をさらに進化させ、官民のパブリック空間をウォーカブルな人を中心の空間へ転換し、民間投資と共に「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成することにより、内外の多様な人材・関係人口の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現する都市を構築していくべきと提言しています。

## 2-2 市の概況

### (1)自然的条件

#### 1. 気象

- ・本市の気候は典型的な内陸性気候であり、年間を通じて湿潤で寒暖の差が激しくなっています。夏は蒸し暑く、冬は寒いという特徴があります。
- ・福井県内屈指の豪雪地帯で、特別豪雪地帯に指定されています。近年は地球温暖化の影響により積雪量は減少傾向にあります。
- ・直近5ヵ年(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度)の本市の気象に関するデータをみると、平均気温は 15.2°C(全国平均 16.1°C)、年間日照時間は 1,728.5 時間(全国平均 2,022.1 時間)、平均風速 2.2m/秒、降水量 2,429.7mm(全国平均 1,738.1mm)となっています。

【勝山市の気象状況】

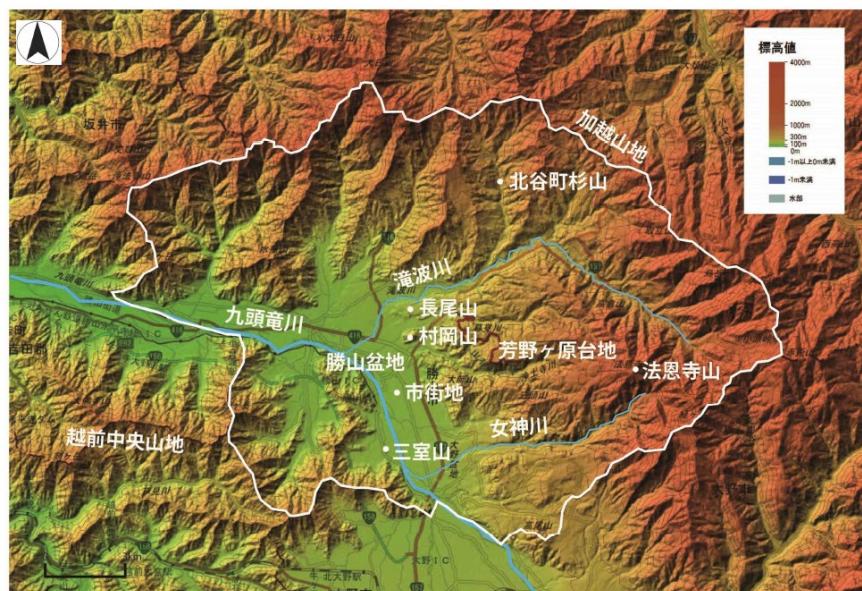
	直近5年間の平均 2019(令和元)年度～ 2023(令和5)年度 <sup>※1</sup>	直近5年間の全国平均 2019(令和元)年度～ 2023(令和5)年度 <sup>※2</sup>
平均気温(°C)	15.2	16.1
年間日照時間(時間)	1,728.5(勝山市)	2,022.1
	1,816.7(福井市)	
平均風速(m/秒)	2.2	—
降水量(mm)	2,429.7	1,738.1

資料:※1 気象庁「過去の気象データ」の数値より算出

※2 総務省統計局「日本統計年鑑」の数値より算出

## 2. 地形・地質

- ・本市の地形は、標高1,000mを超える北部の加越山地と標高700m以下の南部の越前中央山地に囲まれた勝山盆地により構成されています。
  - ・勝山盆地には、九頭竜川の氾濫原や河岸段丘、九頭竜川に注ぐ滝波川や女神川等の扇状地や河岸段丘、三室山や村岡山等の島状の小丘があります。市街地は、九頭竜川が形成した河岸段丘に沿って広がっています。
  - ・法恩寺山、経ヶ岳の周辺には火山活動による滝や山体崩壊に伴う岩屑などによってできた台地の凹地に湧き水や雨水が貯まってできた湿地が見られます。
  - ・杉山川上流では、恐竜の破片化石が多産されています。そのほか牛ヶ谷では植物化石が、木根橋付近では貝類の化石が産出されています。

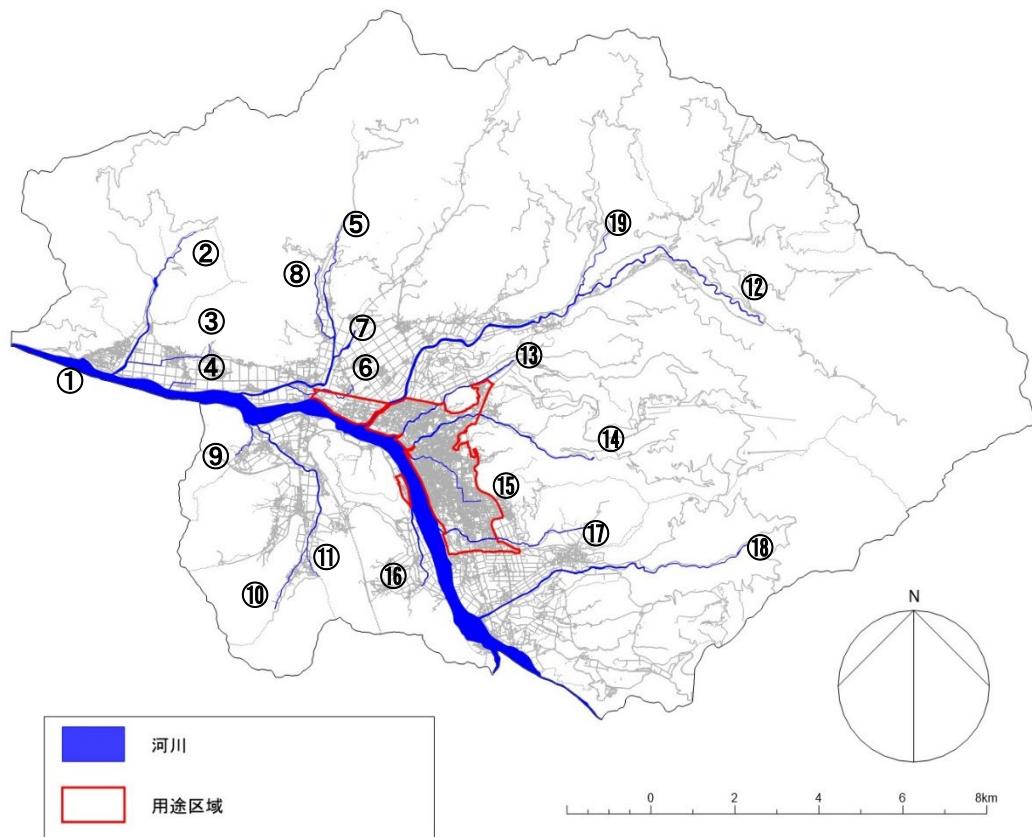


## 【勝山市の地形】

資料:国土地理院電子国土 Web

### 3. 水系

・本市には、県下最大の九頭竜川など19の一級河川が流れています。



【勝山市の一級河川の水系図】

【勝山市の一級河川一覧】

図番	河川名	図号	河川名
①	九頭竜川	⑪	東川
②	岩屋川	⑫	滝波川
③	畝見川	⑬	暮見川
④	古川	⑭	浄土寺川
⑤	皿川	⑮	大蓮寺川
⑥	温川	⑯	三室川
⑦	野津又川	⑰	淀川
⑧	日谷川	⑱	女神川
⑨	宮前川	⑲	杉山川
⑩	鹿谷川		

資料：福井県河川現況図

## 4. 自然

### 1)生物多様性

- ・本市の植生について、東部の山地(経ヶ岳や大長山周辺)には、日本海型のブナ林であるチシマザサ-ブナ群落が分布しています。
- ・低山帯にはアカマツ林やブナ、コナラなどの二次林があるものの、特に市の東部において、スギやヒノキなどの植林が進んでいます。
- ・本市は市域の約8割を山林が占めており、水質の浄化や二酸化炭素や大気汚染物質の吸収など、地球温暖化対策や大気・水質浄化に貢献しています。
- ・一部の農地では、農業従事者数の減少や高齢化、後継者不足などが深刻化しており、農地の荒廃や耕作放棄地に繋がっています。

### 2)天然記念物

- ・国及び本市により指定されている天然記念物は以下に示す10件となっています。

【勝山市の天然記念物一覧】

国指定	アラレガコ生息地
	勝山恐竜化石群及び産地
市指定	西光寺の大杉
	岩屋の大杉
	法恩寺のねまり杉
	薬師の大いちょう
	化石トリゴニオイデス等包含層
	片瀬の大杉
	伊良神社のケヤキの群生
	ミチノクフクジュソウ自生地

資料:勝山市のすがた

### 3)希少な群落・生物種

- ・里山にはカタクリ、福井県の絶滅危惧Ⅰ類に選定されているミチノクフクジュソウ等の貴重な植物の群生地・自生地があり、標高 1,000m以上の山地にはミズバショウやブナの原生林を見ることができます。
- ・また、水辺では多年草の水草で福井県の準絶滅危惧種に選定されているバイカモが群生しています。
- ・この他、蛍や赤とんぼなどの現在では少なくなった昆虫も生息し、深山には貴重なイヌワシ、クマタカなどの猛禽類も生息しています。

#### 4)白山ユネスコエコパークの構成エリア

- ・ユネスコエコパーク(正式名:生物圏保存地域)とは、ユネスコの「人間と生物圏(MAB)計画」の一環で貴重な自然環境を守りながら、それを持続可能に活用している地域を、国際的なモデル地域として認定するものであり、人間と生物圏(自然)の共生を大きな理念として、「生物多様性の保全」、「学術的研究支援」、「経済と社会の発展」の3つの機能を維持向上させることで、持続可能な社会づくりを目的としています。
- ・白山は以下の8つの特徴から、ユネスコエコパークに登録されています。

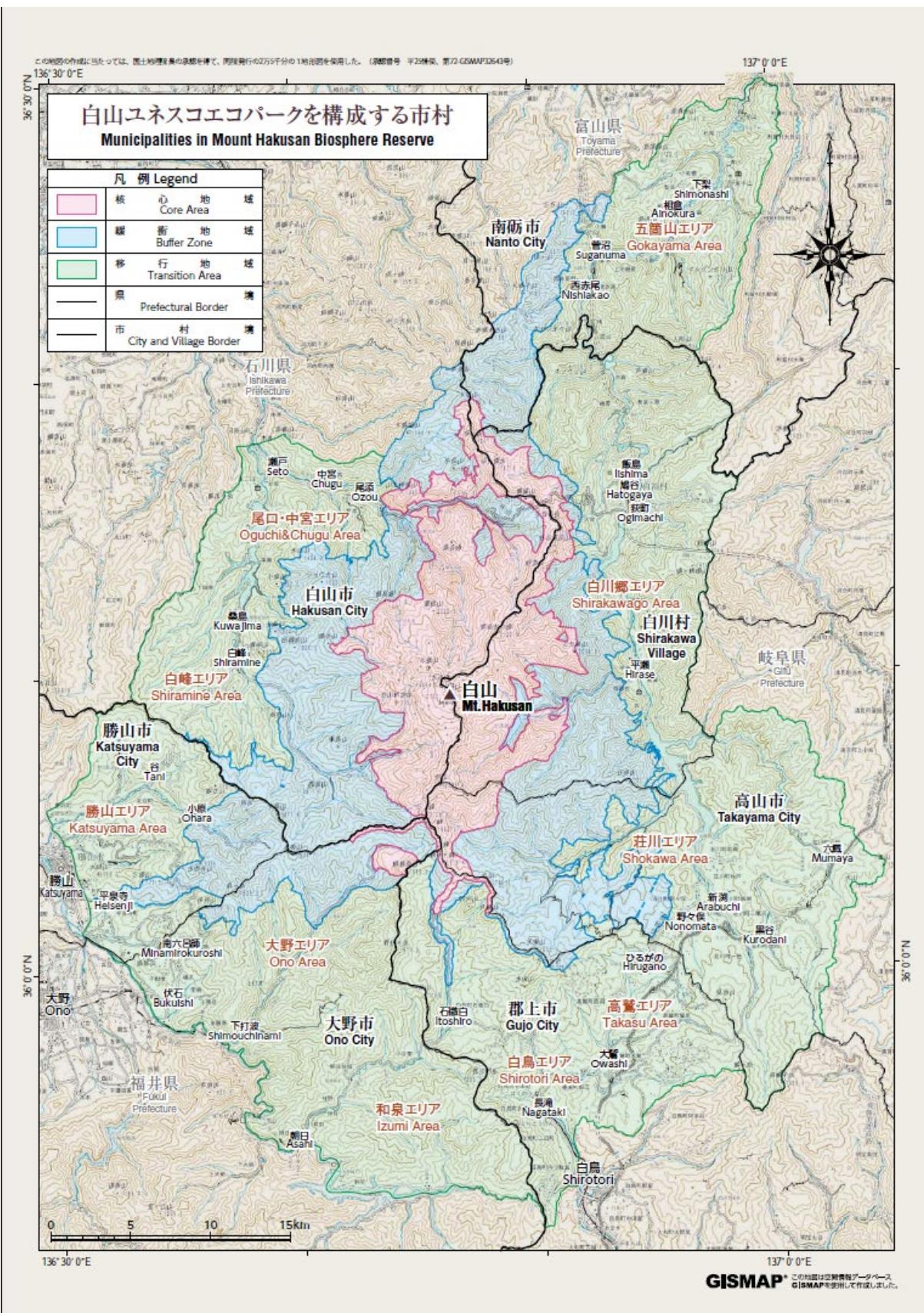
##### 【白山ユネスコエコパークの特徴】

特徴 1	高山であること
	標高 2,702m の白山は、高山帯を有する日本の山岳の中で最も西に位置しています。その山塊は、日本列島の日本海側と太平洋側を隔てる脊梁山脈の一角を成す一方で、孤立峰ともなっています。
特徴 2	世界有数の豪雪地帯であること
	白山は、冬季に日本海の水分を大量に含んだ北西の季節風を受け止め、山頂から山麓にかけて大量の雪を降らせます。日本だけでなく世界でも最も低緯度に位置する豪雪地の 1 つであり、その雪の殆どは春から夏にかけて溶け出していく。
特徴 3	高山植物の宝庫であること
	白山は、日本の高山帯の西端に当たるため、白山を日本国内の分布の西限又は南限とする高山植物が多くみられます。また、山頂部では積雪の多寡や地形の形成に応じた多様な高山植物群落をみることができ、ハクサンイチゲ、ハクサンコザクラ、ハクサンチドリ、ハクサンフウロ等、標準和名に「ハクサン」を冠する高山植物も多くあります。
特徴 4	多様な動植物を育む広大なブナ林があること
	白山の山麓には広大なブナ林が広がり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型ほ乳類や、イヌワシ等の大型猛禽類が高い密度で生息しています。
特徴 5	山村に適応した生活や文化を育んできたこと
	白山の山麓では、豪雪によって生活や交通に大きな制約を受ける一方、製炭・狩猟・焼畑・養蚕等かつての生業(経済活動)をはじめ、世界文化遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」や白山市白峰重要伝統的建造物群保存地区等にみられるように、山の恵みを活かし、それに適応した持続可能な生活が営まれてきました。
特徴 6	4つの水系の源であること
	白山に降り積もった雪は春から夏にかけ溶け出し、庄川、手取川、九頭竜川、長良川の 4 水系に豊富な水を供給しています。白山は、農業用水や発電用水、飲料水等を通じて多くの流域住民の生活を支える、水の源となっています。

特徴 7	人々の信仰を集めてきた山であること 白山は古くより多くの人々の信仰を集め、加賀・美濃・越前から開かれた登拝の道(禅定道)は多くの登拝者を迎えてきました。また、全国には2,700社以上とされる白山神社が建てられています。
	白山の恵みを活かし、大切に守ってきた人々がいること 地域住民は白山の恵みを活かして生計を立て、その恵みに感謝する暮らしを営んできました。白山への感謝と畏敬の念は結果として、白山の自然を守ることにつながってきたものと考えられます。
特徴 8	

資料:白山ユネスコエコパーク管理運営計画書

- ・ユネスコエコパークは、貴重な自然環境を法的に保護する「核心地域(Core area)」、核心地域を取り囲みながら、エコツーリズムなど限定的な利用しか行わない「緩衝地域(Buffer zone)」、人々が居住し、自然環境と調和した地域の持続可能な発展を図る「移行地域(Transition area)」の3つの地域からなり、それぞれの管理主体の責任の下、管理運営されています。
- ・本市は、白山の南西側に位置しており、市の東部が白山ユネスコエコパークの緩衝地域と移行地域になっています。
- ・緩衝地域はブナ等の自然林や二次林、湿地といった自然環境のほか、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型ほ乳類、イヌワシ等の大型猛禽類が確認されるエリアがとなっており、移行地域は山地の自然資源を活かし、持続可能な資源利用を伴う暮らしを営んできた山村を中心としたエリアとなっています。



### 【白山ユネスコエコパークのエリア】

資料:国連大学 サステイナビリティ高等研究所 いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット(UNU-IAS OUIK)

## 5)重要地里地里山 30 の指定状況

・県では、県内の多様な生物がすむ代表的な地域を「福井県重要里地里山」として30箇所を選定しております、本市では、以下の4箇所が指定されています。

### 【勝山市の福井県重要里地里山】

地区 1	北谷町-ため池跡・ミチノクフクジュソウ自生地－ 畦や土手などの草地がミチノクフクジュソウの県内唯一の生育地になっています。また、現在利用されていないため池が、浅くなって湿地状になり、ミズゴケ、ショウブなどの湿性植物や水生昆虫の生息・生育地となっています。
	長尾山 一里山・湿地－ なだらかな丘陵状の里山で、谷奥の湿地がサクラバハシノキの代表的な生育地になっています。また、大径のアカマツが林立する尾根部には、オオタカやハチクマなどの猛禽類や二ホンリスなどが生息しています。
地区 3	平泉寺町 勝山市平泉寺町 一里山・ため池群・山ぎわの水田－ 平泉寺境内の社叢林をはじめ、周辺の森林にはスギや広葉樹の大木が多く、アオバズクや樹洞を利用するムササビなどが生息しています。また、ため池が多く、山に囲まれた水田とともに生物にとって良好な水辺環境となっているため、マルガタゲンゴロウやゲンゴロウなどの水生昆虫も生息しています。
	六呂師高原 一湿地群・草地－ 池ヶ原湿原と妻平湿原には、モウセンゴケなどの湧水湿地性の植物が生育しています。また、馬取池や大池にはミズユキノシタやフトヒルムシロなどの水生植物が生育し、オオコオイムシやコオイムシ、マルガタゲンゴロウなど多様な水生昆虫の生息が確認されています。さらに、高原の所々にリンドウなど明るい草地を好む植物が生育しています。

資料:守り伝えたい福井の里山

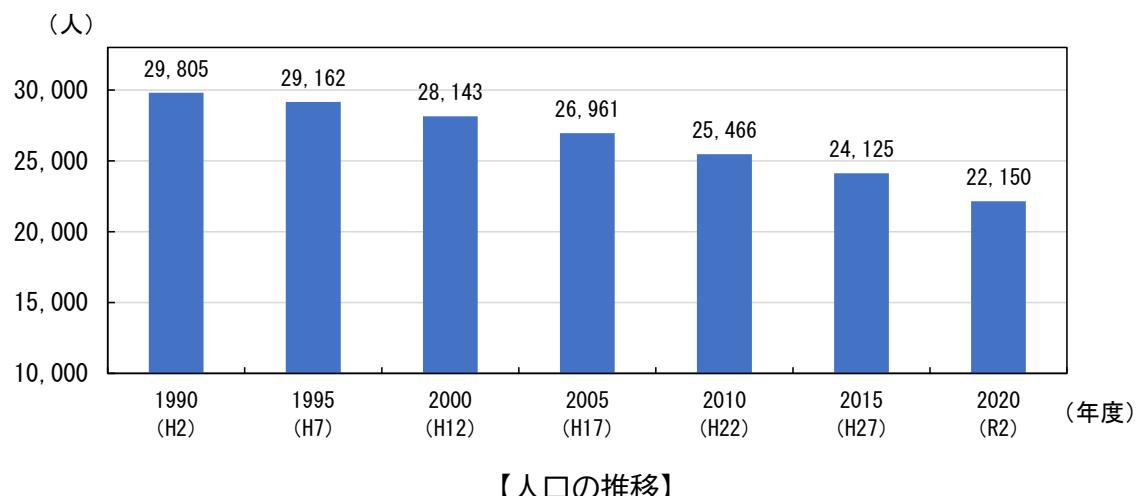
## 6)外来生物・野生鳥獣

- ・本市には、アライグマやセイタカアワダチソウ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、オオブタクサなどの外来生物が生息・生育しており、特にセイタカアワダチソウやオオキンケイギクについては学校や地域と連携して、防除活動を行っています。
- ・この他、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなど野生鳥獣による農作物の食害等の被害が発生しています。

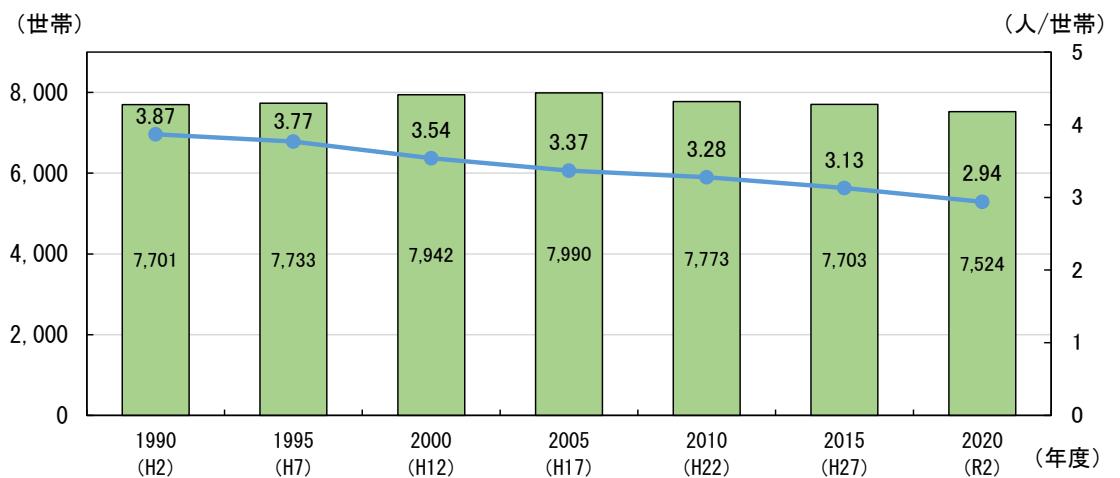
## (2)社会的条件

### 1. 人口・世帯数

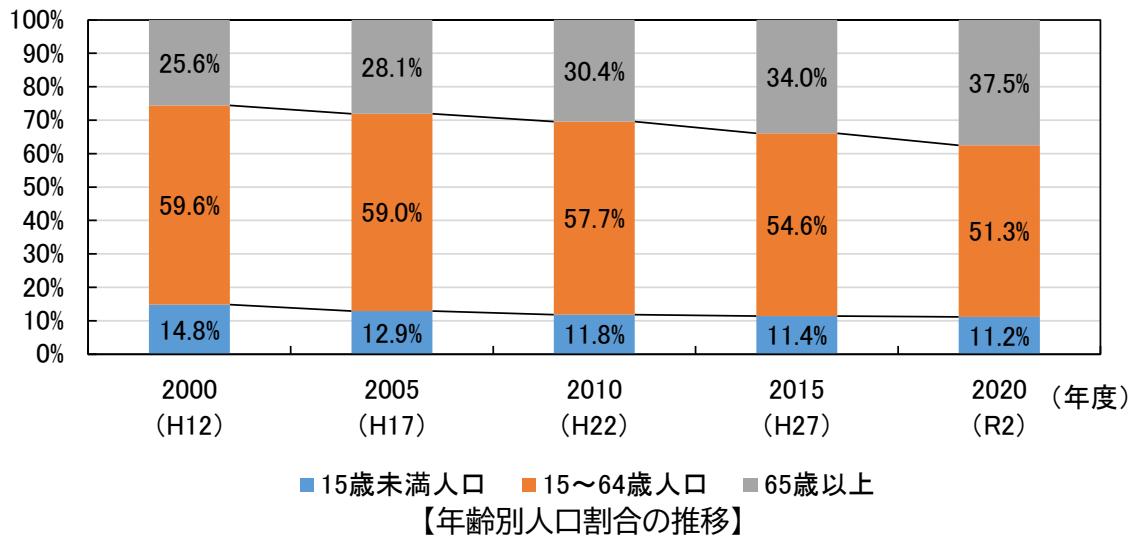
- ・2020(令和2)年の国勢調査によると、本市の人口は 22,150 人、世帯数は 7,524 世帯となっています。
- ・人口の推移を見ると、1990(平成2)年から 2020(令和2)年度にかけて約 25.7% 減少、世帯数も約 2.3% 減少しています。
- ・一世帯当たりの平均人員は、2020(令和2)年現在 2.94 人となっており、1990(平成2)年の 3.87 人から約 24.0% 減少しています。
- ・年齢別人口割合の推移は、「0～14歳」が全体に占める割合が減少する一方で、「65歳以上」が占める割合が増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：国勢調査



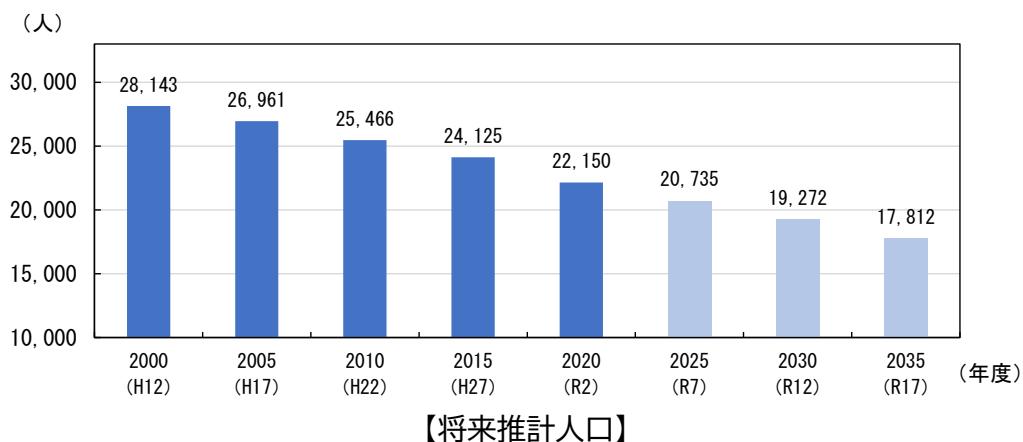
資料：国勢調査



資料：国勢調査

## 2. 将来人口

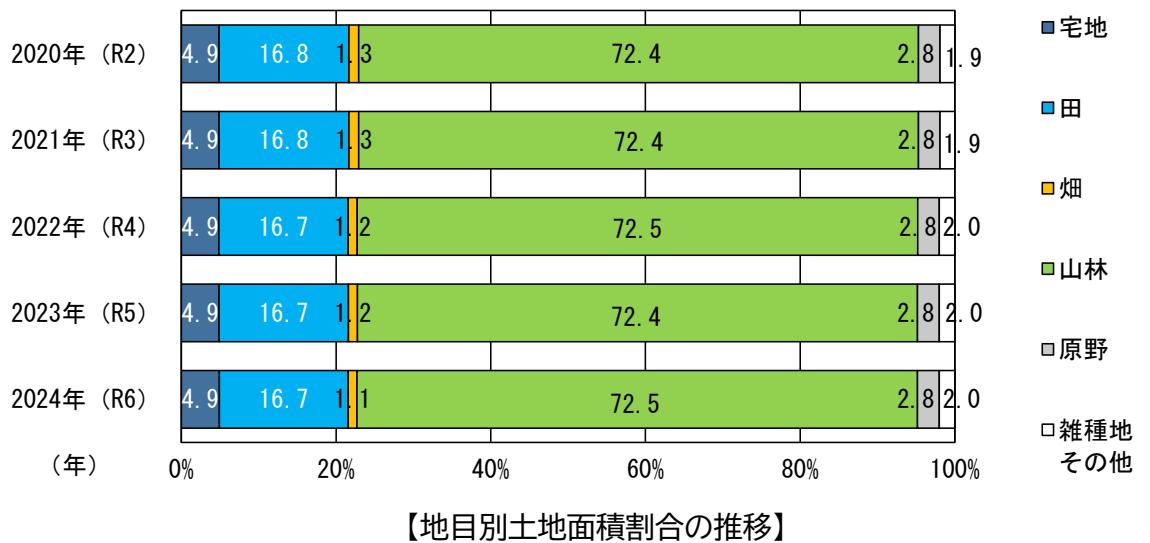
- ・国勢調査によると、2020(令和2)年度現在の本市の人口は22,150人で、人口は1954(昭和29)年度以降減少し続けており、勝山市人口ビジョンによると、2030(令和12)年度には人口2万人を割り込むと予想されています。



資料：国勢調査、勝山市人口ビジョン

### 3. 土地利用

- ・2024(令和6)年の地目別土地面積の割合は、山林が 72.5%で最も高く、次いで田が 16.7%で高くなっています。
- ・直近5ヵ年(2020(令和2)年～2024(令和6)年)の地目別土地面積の割合をみると、田と畑がそれぞれ 0.1 ポイント、0.2 ポイント減少する一方で山林と雑種地その他が 0.1 ポイント増加しています。



資料：福井県統計年鑑

## 4. まちづくり

- 本市のまちづくりについて 2022(令和4)年6月に改定した勝山市都市計画マスタープランによる  
と、都市計画区域を市街地ゾーンと田園・集落ゾーン、山岳緑地ゾーンの3つに区分しています。
- 市街地ゾーンでは、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の計画的な整備及び維持管理・更  
新を進めるとともに、安全で快適な居住環境の整備、活力や賑わい・交流などを創出するための  
多様な都市機能の誘導を図るとしています。
- 田園・集落ゾーンでは、農地の保全や集落地域の暮らしやすさの向上に努めるとしています。
- 山岳緑地ゾーンでは、生物多様性、地球環境保全、土砂災害防止、保健休養、レクリエーション、  
快適環境形成、文化機能など多面的機能を有する加越国境や越前中央山地の山々の森林資源  
の保全・育成とともに、法恩寺山リゾートを核として雄大な自然を生かしたレクリエーション活動を  
推進するとしています。



凡　例		
まちを構成するゾーン	まちの主要な拠点	まちの主要な軸
市街地ゾーン	中心市街地	中部縦貫自動車道・IC
田園・集落ゾーン	恐竜渓谷かつやまエリア (道の駅「恐竜渓谷かつやま」周辺)	広域幹線道路
山岳緑地ゾーン	工業集積地	都市内幹線道路
	骨格的な公園・緑地	その他の主要道路
	白山平泉寺旧境内地区	えちぜん鉄道・駅
	リゾート・レクリエーション拠点	主要な河川
	地域コミュニティ拠点	

【都市計画公園の配置方針図】

資料:勝山市都市計画マスタープラン

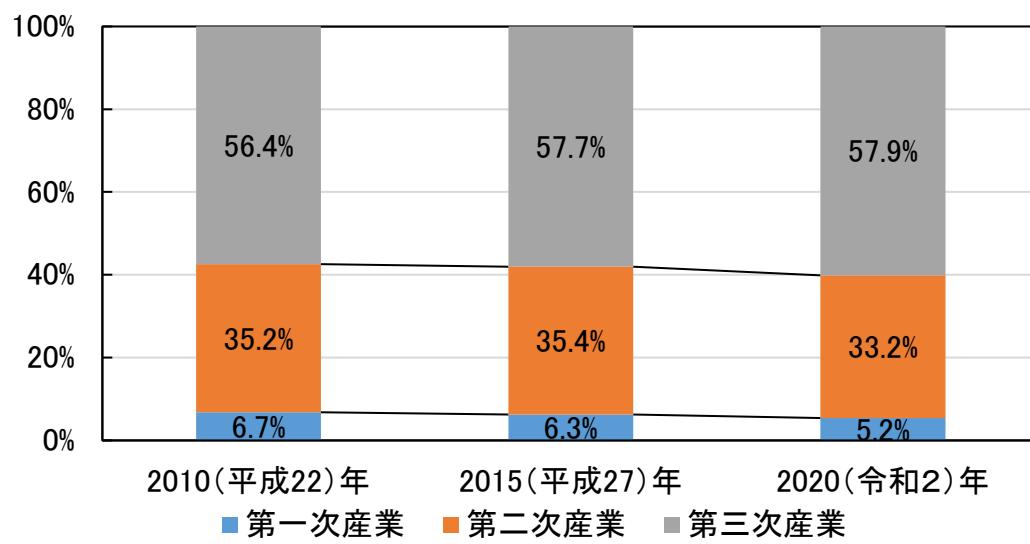
## 5. 産業・就業動態

- ・2020(令和2)年における就業人口数は、11,491人となっており、年々減少しています。
- ・産業別にみると、第3次産業が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっています。
- ・産業別就業人口割合の推移をみると、第1次産業と第2次産業の就業人口割合が減少し、第3次産業の人口割合が上昇しています。

産業分類	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2020(令和2)年	
	就業人口	就業人口	就業人口	構成比
総数	12,833	12,480	11,491	100.0%
第一次産業	857	780	599	5.2%
農業	800	714	547	4.8%
林業・狩猟業	53	63	51	0.4%
漁業・水産業	4	3	1	0.0%
第二次産業	4,514	4,424	3,818	33.2%
鉱業	20	10	6	0.1%
建設業	1,208	1,181	1,019	8.9%
製造業	3,286	3,233	2,793	24.3%
第三次産業	7,240	7,199	6,654	57.9%
卸売業・小売業	1,757	1,648	1,424	12.4%
金融保険・不動産業	309	312	247	2.1%
運輸・通信業	640	566	518	4.5%
電気・ガス・水道業	59	58	48	0.4%
サービス業	3,959	4,163	4,022	35.0%
公務	516	452	395	3.4%
分類不能の産業	222	77	420	3.7%

【産業別就業人口の推移】

資料：国勢調査

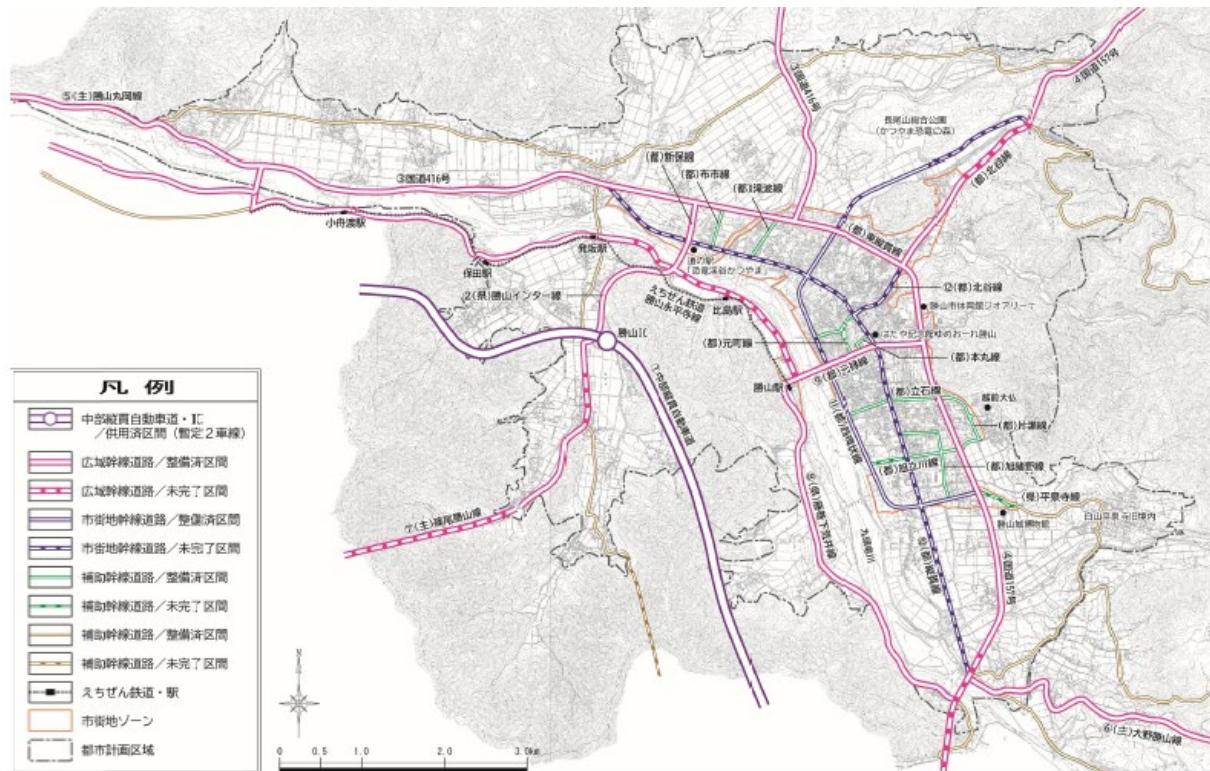


【産業別就業人口割合の推移】

資料：国勢調査

## 6. 道路網

- ・中部縦貫自動車道は、大野 IC まで開通、2029(令和11)年春には大野油坂道路が完成し、県内全線が開通する見通しとなっており、通勤や観光面で利便性が高まっています。
- ・国道416号については、2018(平成30)年に小松市との県境区間が開通し、一部残る狭小区間の改修が県にて行われており、更なる石川県との交流の活性化が期待されています。
- ・大野市方面を繋ぐ国道157号については、産業や観光振興を支える重要な路線として、大渡～大野市南新在家区間の4車線化が進められています。
- ・勝山市都市計画マスタープランにおいて、幹線道路に位置付けられる道路網は、各路線の役割等に応じた整備や機能充実、防災性の向上、適切な維持管理・更新や長寿命化を図るとともに、市民生活を支える身近な生活道路については、地域ニーズに対応して舗装の修繕や狭小道路の改善などを進めることができます。
- ・市街地周辺の路線について、落葉樹であるアメリカフウやイチョウなどの街路樹が整備されており、街路景観に四季の変化、彩りを添え、それぞれ特徴的な道路景観を創り出しています。



【市街地及びその周辺の交通体系整備方針図】

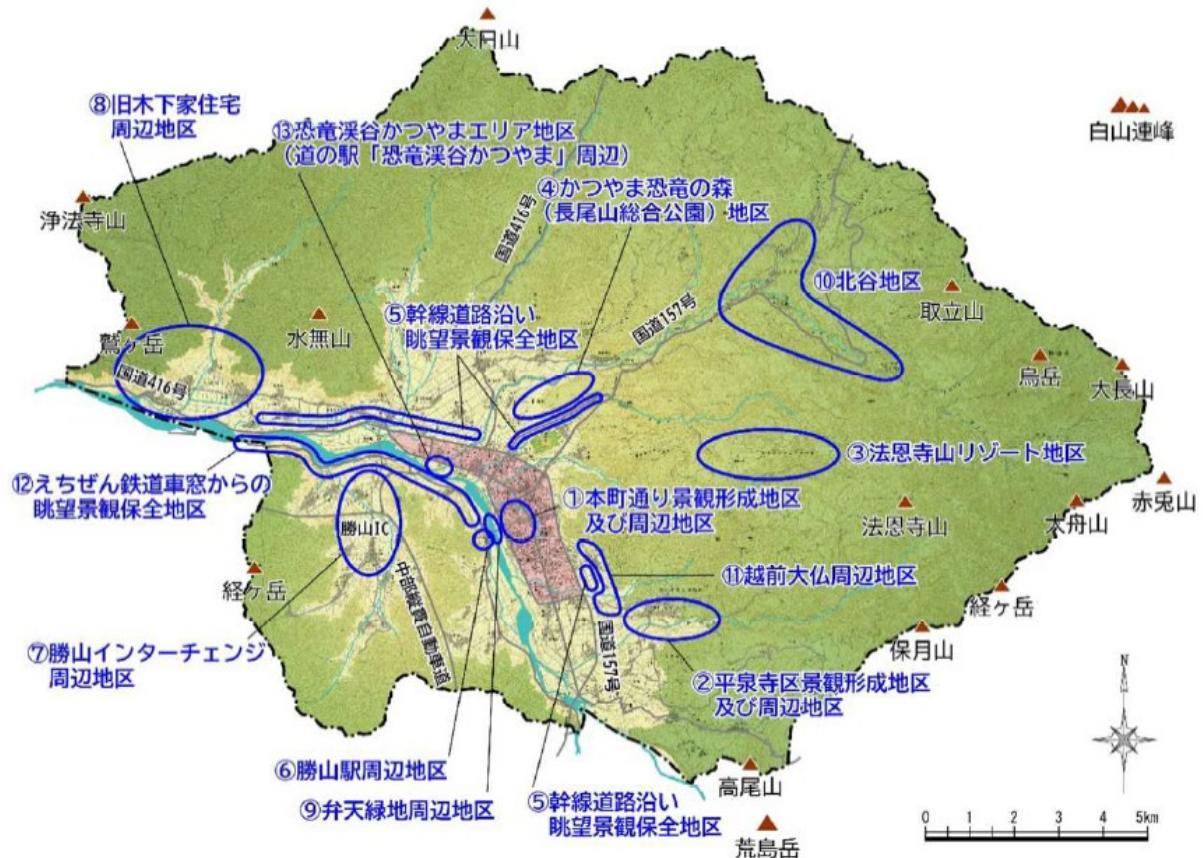
資料: 勝山市都市計画マスタープラン

## 7. 歴史・文化

- ・本市には、縄文時代の竪穴住居跡や石を並べた配石遺構などが残る三室遺跡や中世の白山信仰の拠点である平泉寺、廻遊式枯山水庭園の旧玄成院庭園などの文化財があり、2024(令和6)年4月現在、市域には計85件の国・県・市指定等文化財があります。
- ・本市は 1989(平成元)年からの始まった平泉寺の発掘調査の成果により、全国でも屈指の「宗教都市」として発展していたといわれています。
- ・2002(平成14)年、本市では「勝山市エコミュージアム推進計画」を策定し、市域のさまざまな文化財・遺産・伝承などを背景とした風土と歴史を地域づくりに活かす活動を進めています。

## 8. 景観

- ・本市には、雄大な山並みを望む眺望景観や田園・集落・鎮守の森の風景、河岸段丘の特徴ある地形と融合した石積み、山地に溶け込むように点在する山間集落の風景など、農村地域特有の美しい景観があります。
- ・その他、九頭竜川河川敷を利用した弁天緑地は、市民のレクリエーションやスポーツ活動の場であるとともに、右岸に 1.5km にわたって桜並木が続く桜の名所沿いには桜が植えられており、勝山市のシンボルとなっています。
- ・勝山橋周辺からは、北に越前甲(大日山)、東に大師山と越前大仏、南に荒島岳が望め、九頭竜川、弁天緑地と一体となった景観を見ることができます。
- ・また、福井方面からのえちぜん鉄道に乗って勝山市に入ると、九頭竜川が流れ、靈峰白山を後背に面的に広がる田園集落と雄大な山並みの稜線が連なる、四季折々の風景を眺めることができます。この車窓からの風景は、全国的にも高く評価され、2008(平成20)年「日本の鉄道車窓絶景100選(新潮社)」の一つに選定されました。
- ・2023(令和5)年3月に改定した勝山市景観計画では、地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、景観の質を高める構成要素としてだけでなく、地域資源を生かした魅力あるまちづくりの地域資源として有効利用することができます。指定するものの候補として、景観重要建造物では、勝山城博物館や花月楼があげられており、景観重要樹木としては西方寺の銀杏や毘沙門の櫻、花月楼のしだれ桜があげられています。
- ・また、地区の景観形成上重要な役割を担う道路、公園、河川等の公共施設について、当該公共施設の管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけており、景観重要公共施設の管理者は、施設別の整備方針に従って、景観に配慮した整備及び維持管理を行うことが示されています。

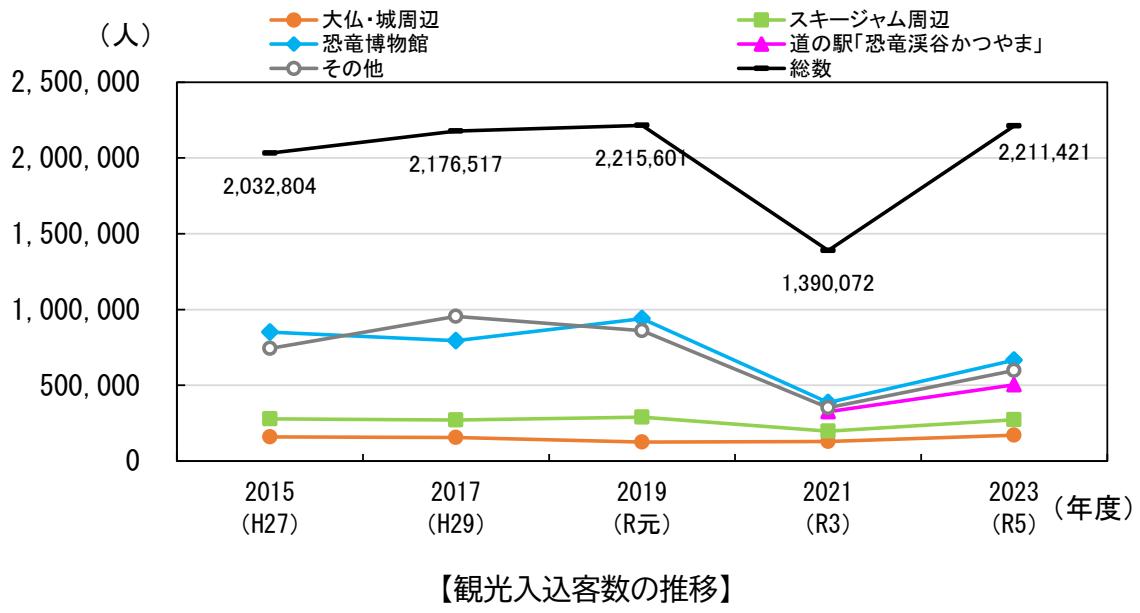


【勝山市の景観を印象付ける地区】

資料：勝山市景観計画

## 9. 観光・レクリエーション動向

- ・2023(令和5)年度現在、本市を訪れた観光客の総数は2,211,421人となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で2019(令和元)年度から2021(令和3)年度にかけて大きく減少しましたが、近年は増加傾向にあります。
- ・長尾山総合公園(かつやま恐竜の森)にある恐竜博物館には、年間120万人程度の来訪者があり、勝山市最大の観光拠点となっています。来訪者は新型コロナウイルス感染症の影響で一時減少したもの、2020(令和2)年に道の駅「恐竜渓谷かつやま」がオープンしたこと、2023(令和5)年夏の恐竜博物館リニューアル、2024(令和6)年3月に北陸新幹線が開通したことなどにより回復傾向にあります。
- ・観光客のほとんどが日帰りであることから滞在型観光の産業化、観光を後押しする企業の誘致などが課題となっています。



【観光入込客数の推移】

資料:勝山市統計書

- 本市では、豊かな自然を生かした様々なレクリエーションが行われており、特に長尾山総合公園では、里山を活かした動植物観察会や掘削の際に出た岩石を使用した恐竜化石発掘体験を行っています。
- また、夏の九頭竜川でのアユ釣りや冬の法恩寺山でのウインターポーツなどのレクリエーションもあり、県内外から多くの人が訪れています。
- その他、滝や湿地、河岸段丘など地球科学的に価値のある地形を利用して、自然観察会も行っています。
- 環境学習についても様々なものを実施しており、市内にある全ての小中学校が、ユネスコスクールに加盟して、バイカモやミチノクフクジュソウなどの希少植物の保全活動や特定外来生物の防除活動などを行っているほか、市民総合大学では自然観察会の講座を実施しています。
- 市民団体の活動としては、ホタルの保全活動や水路等の保全管理、「かつやまをきれいにする運動」による緑化活動などを行っています。
- ホタルの保全活動については、観察会も実施しており、市内外から毎年多くの参加者が集まっています。



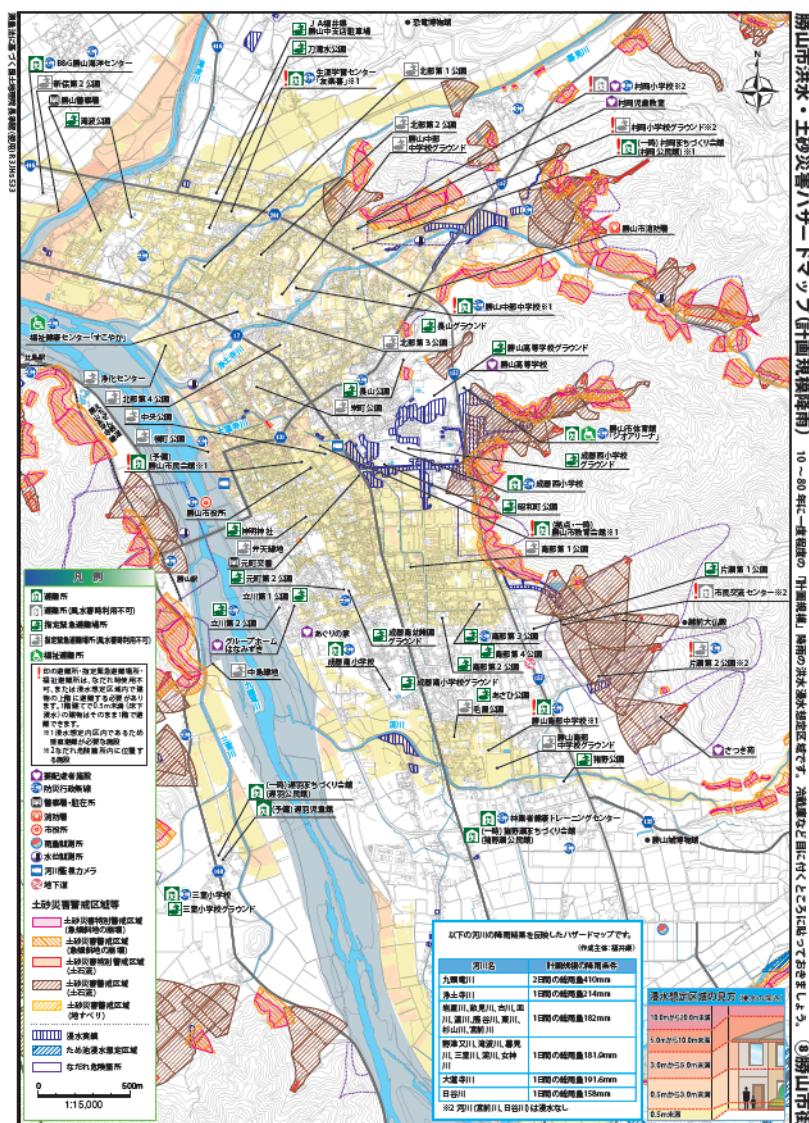
【恐竜化石発掘体験】



【環境学習の様子】

## 10. 防災

- 本市において予想される災害には、豪雪、土砂災害、洪水や浸水、木造密集市街地における家屋倒壊や火災の延焼などがあります。
- 近年では、豪雨による河川堤防の決壊や山崩れの発生等被害がありました。
- 本市は特別豪雪地帯に指定されており、雪害としては、1963(昭和38)年の「三八豪雪」、1981(昭和56)年の「五六豪雪」、2005~2006(平成17~18)年にかけての「平成18年豪雪」などで甚大な被害がありました。2018(平成30)年2月には積雪204cm、2021(令和3)年1月には3日間で積雪195cmを記録(最高積雪深225cm)し、人的被害や生活路線の狭小化、住宅の軒折れ、農家のビニールハウス倒壊など多数の被害を受けました。
- 現在、こうした災害に備えることを目的に、洪水・土砂災害、地震に対するハザードマップを作成し、避難所や土砂災害警戒区域等を市民に広く公表しています。



【勝山市街ハザードマップ】

資料:(地区別版)勝山市防災ハザードマップ(計画規模)

## 2-3 緑の現況

### (1)施設緑地

#### 1. 都市公園

- ・2025(令和7)年度現在、都市公園は、都市計画区域内全体で33箇所(113.08ha)整備されており、市民1人当たりの都市公園面積は、54.3m<sup>2</sup>となっています。
- ・前計画策定時である 1995(平成7)年度末と比べて、昭和町公園や毛屋公園、あさひ公園、長尾山総合公園など新たに9箇所(88.96ha)の都市公園が整備され、市民1人当たりの面積が 45.8 m<sup>2</sup>増加しています。
- ・現在供用されている公園は、昭和50年代の土地区画整理事業により整備された公園が多く、遊具等の公園施設が老朽化しています。

【都市公園の種別ごとの整備状況(2025(令和7)年4月現在)】

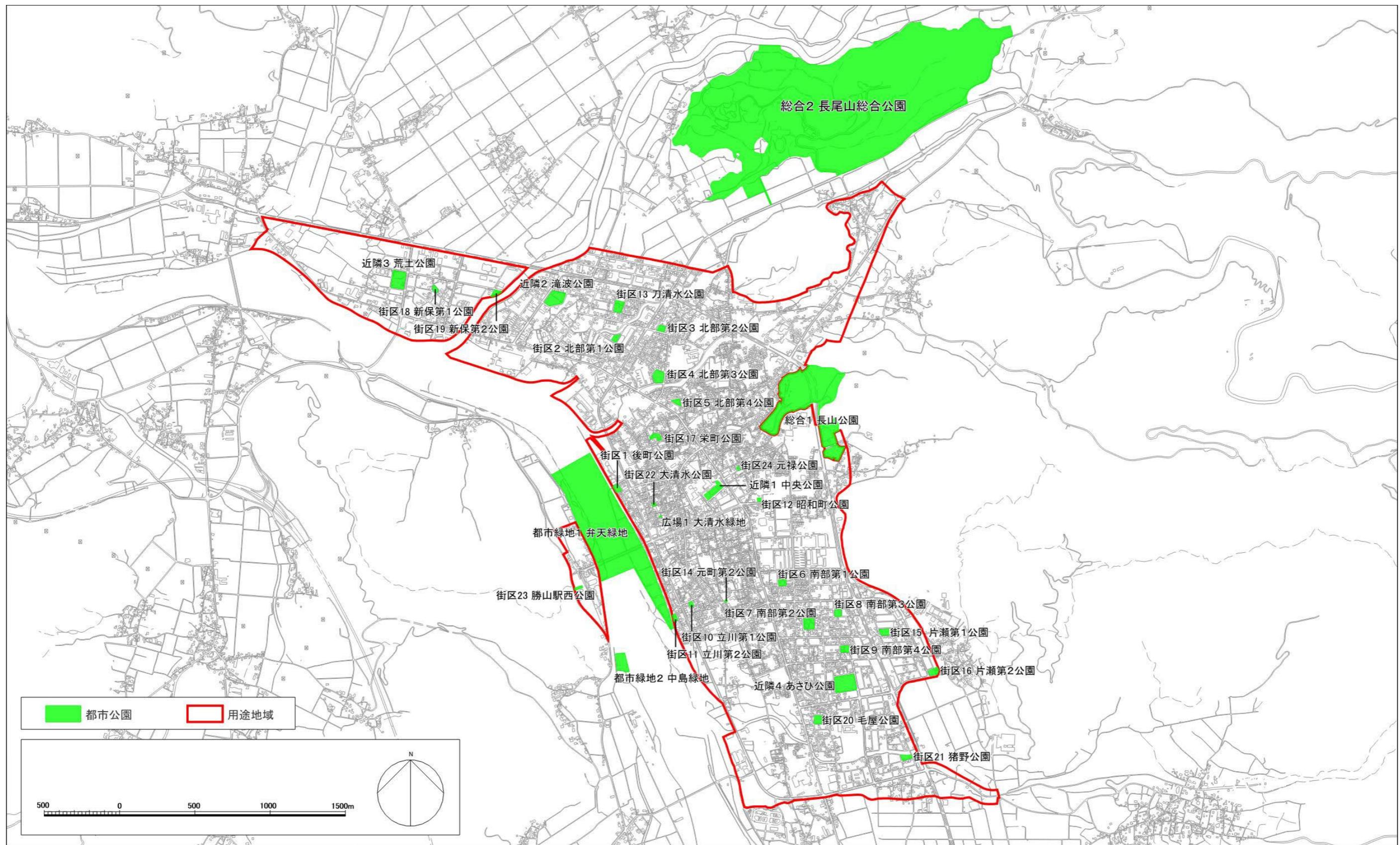
種類	整備状況(2025(令和7)年)				
	用途地域		都市計画区域		
	箇所数	面積	箇所数	面積	
基幹公園	住区基幹公園	28	9.30 ha	28	9.30 ha
	街区公園	24	4.90 ha	24	4.90 ha
	近隣公園	4	4.40 ha	4	4.40 ha
	地区公園	0	0.00 ha	0	0.00 ha
	都市基幹公園	0	0.00 ha	2	94.50 ha
	総合公園	0	0.00 ha	2	94.50 ha
	運動公園	0	0.00 ha	0	0.00 ha
特殊公園		0	0.00 ha	0	0.00 ha
	風致公園	0	0.00 ha	0	0.00 ha
	動植物園	0	0.00 ha	0	0.00 ha
	歴史公園	0	0.00 ha	0	0.00 ha
	墓園	0	0.00 ha	0	0.00 ha
	その他	0	0.00 ha	0	0.00 ha
広場公園	1	0.01 ha	1	0.01 ha	
広域公園	0	0.00 ha	0	0.00 ha	
緩衝緑地	0	0.00 ha	0	0.00 ha	
都市緑地	0	0.00 ha	2	9.27 ha	
緑道	0	0.00 ha	0	0.00 ha	
都市林	0	0.00 ha	0	0.00 ha	
国の設置によるもの	0	0.00 ha	0	0.00 ha	
都市公園合計	29	9.31 ha	33	113.08 ha	

資料:建設課

【都市公園の整備状況一覧(2025(令和7)年4月現在)】

図番	公園種別	名称	区域区分	計画面積	開設面積
街区 1	街区公園	後町公園	用途地域	0.18 ha	0.18 ha
街区 2		北部第1公園	用途地域	0.20 ha	0.20 ha
街区 3		北部第2公園	用途地域	0.20 ha	0.20 ha
街区 4		北部第3公園	用途地域	0.52 ha	0.52 ha
街区 5		北部第4公園	用途地域	0.19 ha	0.19 ha
街区 6		南部第1公園	用途地域	0.21 ha	0.21 ha
街区 7		南部第2公園	用途地域	0.48 ha	0.48 ha
街区 8		南部第3公園	用途地域	0.20 ha	0.20 ha
街区 9		南部第4公園	用途地域	0.26 ha	0.26 ha
街区 10		立川第1公園	用途地域	0.10 ha	0.10 ha
街区 11		立川第2公園	用途地域	0.14 ha	0.14 ha
街区 12		昭和町公園	用途地域	0.14 ha	0.14 ha
街区 13		刀清水公園	用途地域	0.41 ha	0.41 ha
街区 14		元町第2公園	用途地域	0.10 ha	0.10 ha
街区 15		片瀬第1公園	用途地域	0.30 ha	0.30 ha
街区 16		片瀬第2公園	用途地域	0.31 ha	0.31 ha
街区 17		栄町公園	用途地域	0.11 ha	0.11 ha
街区 18		新保第1公園	用途地域	0.13 ha	0.13 ha
街区 19		新保第2公園	用途地域	0.11 ha	0.11 ha
街区 20		毛屋公園	用途地域	0.24 ha	0.24 ha
街区 21		猪野公園	用途地域	0.20 ha	0.20 ha
街区 22		大清水公園	用途地域	-	0.05 ha
街区 23		勝山駅西公園	用途地域	0.09 ha	0.09 ha
街区 24		元禄公園	用途地域	-	0.03 ha
広場 1	広場公園	大清水緑地	用途地域	-	0.01 ha
近隣 1	近隣公園	中央公園	用途地域	0.97 ha	0.97 ha
近隣 2		滝波公園	用途地域	1.00 ha	1.00 ha
近隣 3		荒土公園	用途地域	1.00 ha	1.00 ha
近隣 4		あさひ公園	用途地域	1.40 ha	1.43 ha
総合 1	総合公園	長山公園	用途地域外	13.80 ha	13.80 ha
総合 2		長尾山総合公園	用途地域外	137.00 ha	80.70 ha
都市緑地 1	都市緑地	弁天緑地	用途地域外	31.40 ha	8.34 ha
都市緑地 2		中島緑地	用途地域外	0.93 ha	0.93 ha

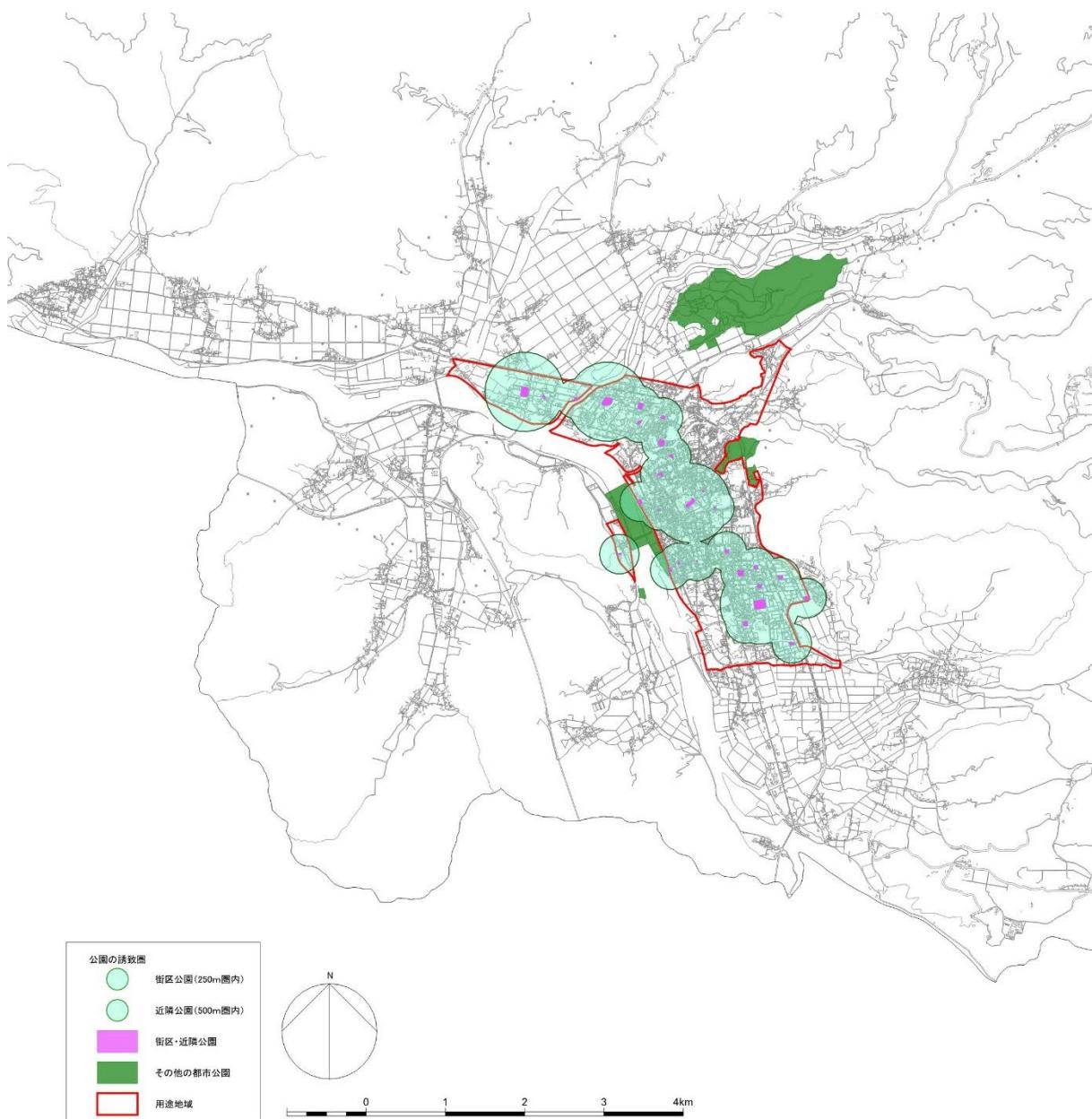
資料:建設課



【都市公園の位置(2025(令和7)年4月現在)】

資料:建設課

- ・身近な公園である街区・近隣公園の誘致圏域と緑地の分布を踏まえた都市公園の充足状況について、用途地域内の主要な住宅地は街区・近隣公園の誘致圏内におおむね入っており、適正に公園が配置されていることがうかがえます。
- ・街区・近隣公園の誘致圏に入っていない地域のうち、用途地域北東部に位置する村岡町や長山町などの地域は、長尾山総合公園や長山公園などの総合公園が配置されています。
- ・その他の用途地域の街区・近隣公園の誘致圏に入っていない地域は、主に工業集積地となっています。
- ・用途地域外の集落については、農地や森林などの地域制緑地と隣接しています。



【都市公園の充足状況(2025(令和7)年4月現在)】

## 2. 公共施設緑地

- ・2025(令和7)年度現在、公共施設緑地は、都市計画区域内全体で15箇所(17.06ha)となっています。
- ・公共施設緑地の整備状況について、現行計画策定時である1955(平成7)年度末と比較すると、閉校や閉園の影響で 5.81ha 減少しています。

【公共施設緑地の整備状況一覧(2025(令和7)年4月現在)】

図番	名称	区域区分	開設面積
公共 1	勝山高校	用途地域	2.00 ha
公共 2	奥越特別支援学校	用途地域	0.60 ha
公共 3	勝山北部中学校	用途地域外	1.68 ha
公共 4	勝山中部中学校	用途地域	1.61 ha
公共 5	勝山南部中学校	用途地域	2.55 ha
公共 6	北郷小学校	用途地域外	0.73 ha
公共 7	野向小学校	用途地域外	0.67 ha
公共 8	荒土小学校	用途地域外	0.87 ha
公共 9	村岡小学校	用途地域	0.95 ha
公共 10	成器西小学校	用途地域	1.35 ha
公共 11	成器南小学校	用途地域	1.32 ha
公共 12	三室小学校	用途地域外	0.51 ha
公共 13	鹿谷小学校	用途地域外	0.99 ha
公共 14	平泉寺小学校	用途地域外	1.13 ha
公共 15	成器南幼稚園	用途地域	0.10 ha

資料:建設課

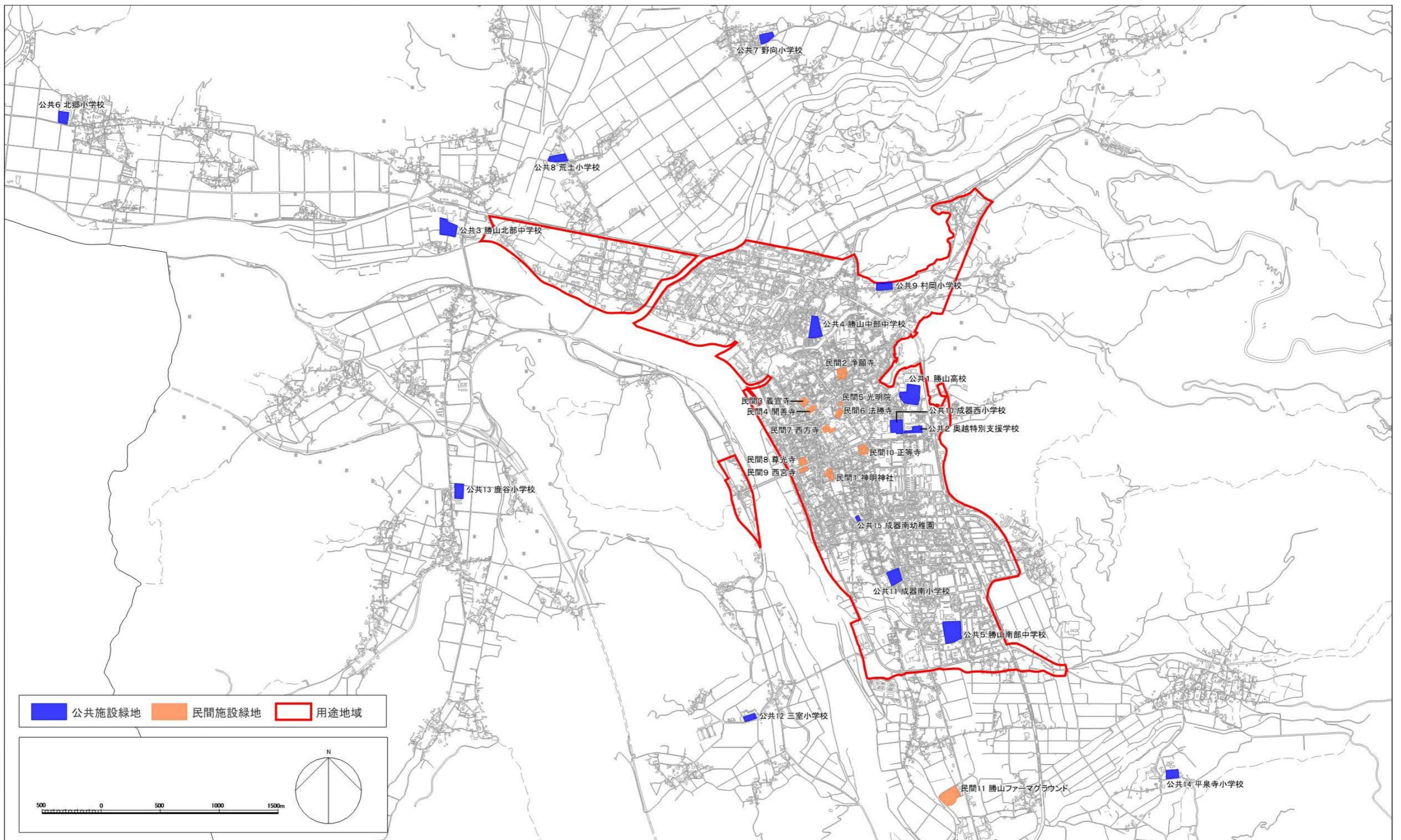
### 3. 民間施設緑地

- ・民間施設緑地については、社寺境内地や民間企業グラウンドを対象としています。
- ・2025(令和7)年度現在、市街地内の社寺境内地及び民間企業のグラウンドなどで開設面積が0.30ha以上のものは、11箇所(8.94ha)となっています。
- ・民間施設緑地は、現行計画策定時である1995(平成7)年度末から横ばいとなっています。

【民間施設緑地(0.30ha以上)の整備状況一覧(2025(令和7)年4月現在)】

図番	名称	区域区分	開設面積
民間 1	神明神社(元町1丁目)	用途地域	0.59 ha
民間 2	浄願寺(芳野1丁目)	用途地域	0.67 ha
民間 3	義宣寺(栄町3丁目)	用途地域	0.53 ha
民間 4	開善寺(沢町1丁目)	用途地域	0.40 ha
民間 5	光明院(沢町2丁目)	用途地域	0.57 ha
民間 6	法勝寺(沢町1丁目)	用途地域	0.41 ha
民間 7	西方寺(元町1丁目)	用途地域	0.56 ha
民間 8	尊光寺(本町2丁目)	用途地域	0.37 ha
民間 9	西宮寺(本町3丁目)	用途地域	0.37 ha
民間 10	正等寺(元町1丁目)	用途地域	0.59 ha
民間 11	勝山ファーマグラウンド	用途地域外	3.88 ha

資料:建設課



【公共施設緑地と民間施設緑地(0.3ha 以上)の位置(2025(令和7)年4月現在)】

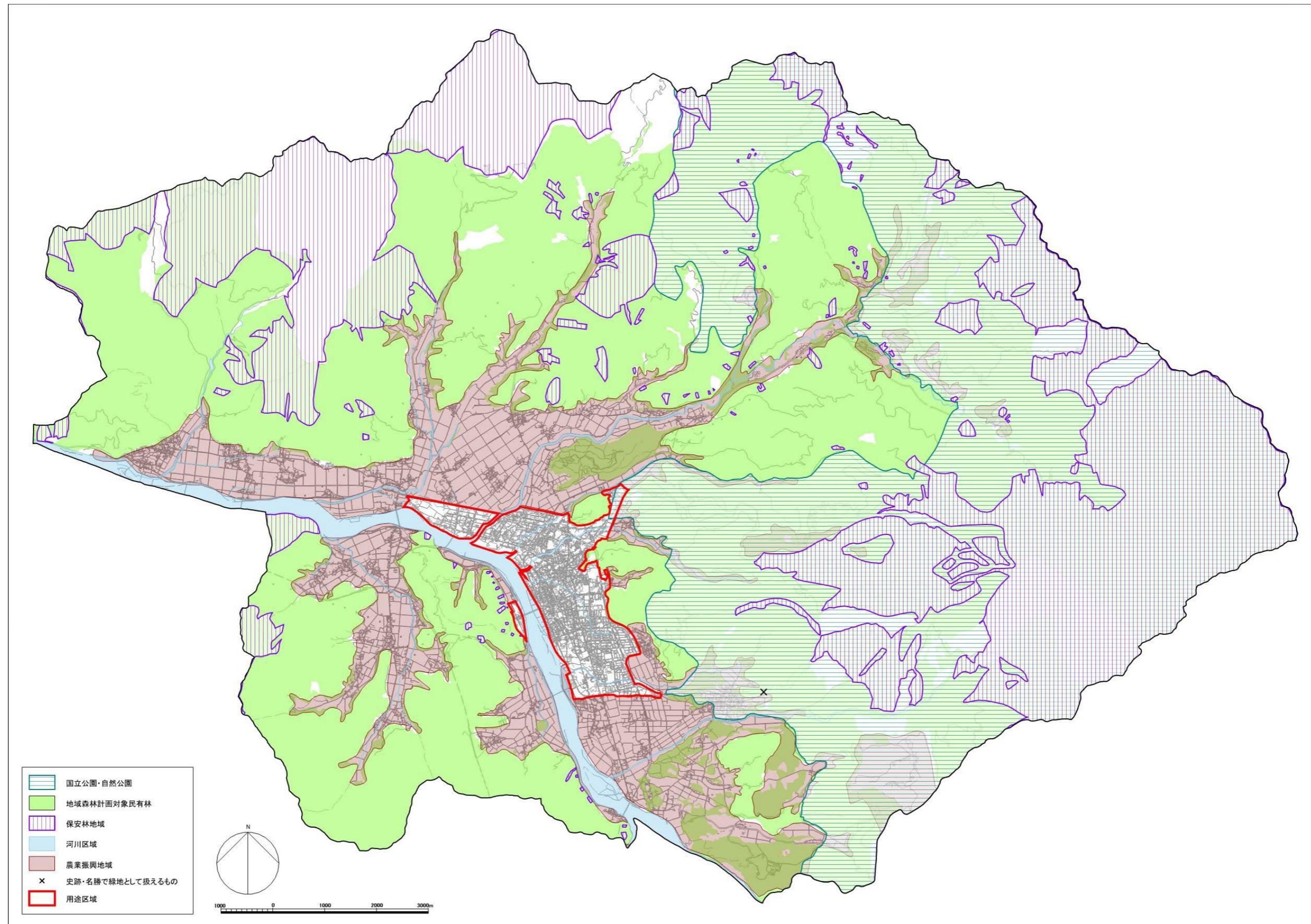
資料:建設課

#### 4. 地域制緑地

- ・地域制緑地については、都市計画法、自然公園法、森林法等の緑地の整備、保全に関する法制度等に基づき下記の区分のものを対象とします。
- ・本市の地域制緑地は、地域森林計画対象民有林と保安林区域が面積の大半を占めており、そのうち市域の東側は国立公園・自然公園にも指定されています。
- ・国立公園・自然公園としては、白山国立公園と奥越高原県立自然公園があり、貴重な動植物が生息・生育しているほか、季節感豊かな新緑や紅葉が見られます。
- ・農業振興地域(農用地区域含む)は用途地域を囲うようにして、河川沿いに広がっています。
- ・河川区域としては、九頭竜川をはじめとする九頭竜川流域が指定されており、九頭竜川は天然記念物であるアラレガコの生息地にもなっています。
- ・史跡・名勝で緑地として扱えるものには、白山国立公園の区域にも含まれている白山平泉寺旧境内があります。
- ・前計画での風致地区予定箇所については、上位計画との整合性を図るため取りやめます。

【地域制緑地の指定状況一覧(2025(令和7)年4月現在)】

区分	面積	備考
国立公園・自然公園 ( )は国立公園面積を示す	9,685.60ha (3,439.00ha)	・白山国立公園 ・奥越高原県立自然公園 (図上計測)
農業振興地域・農用地区域 ( )は農用地区域面積を示す	4,558.65ha (2,054.94ha)	
河川区域	590.90ha	(図上計測)
地域森林計画対象民有林	18,183.00ha	
保安林区域	7,412.00ha	
天然記念物	1(箇所)	・アラレガコ生息地
史跡・名勝で緑地として扱えるもの	10.72ha	・白山平泉寺旧境内



【地域制緑地の位置(2025(令和7)年4月現在)】

## (2)緑地の総量

- ・本市における緑地の総量は、24,292.75haとなり、市全体の95.7%を占めています。
- ・緑地の区分としては、地域制緑地の地域森林計画対象民有林が大半を占めています。

【緑地の総量(2025(令和7)年4月現在)】

区分		都市計画区域
施設緑地	都市公園	113.08 ha
	公共施設緑地	17.06 ha
	民間施設緑地	8.94 ha
	施設緑地小計	139.08 ha
	施設緑地間の重複	0.00 ha
	施設緑地合計	139.08 ha
地域制緑地	自然公園(国立公園を含む)	9,685.60 ha
	農業振興地域(農用地区域を含む)	4,558.65 ha
	河川区域	590.90 ha
	地域森林計画対象民有林	18,183.00 ha
	保安林区域	7412.00 ha
	史跡・名勝で緑地として扱えるもの	10.72 ha
	地域制緑地小計	40,440.87 ha
	地域制緑地間の重複	-16,172.97 ha
	地域制緑地合計(図上計測)	24,267.90 ha
施設・地域制緑地間の重複		-114.23 ha
緑地現況量		24,292.75 ha
市域(25,388ha)に対する割合		95.7%

## 2-4 前計画の評価

### (1)前計画の概要

前計画の「勝山市緑の基本計画」では、勝山の特性を生かした緑の保全・整備や緑と水辺と都市空間が融合し活気とやすらぎにあふれた都市像を目指し、目指すべき緑の将来像「みどりを織るまち・かつやま」として、「緑をまもる」「緑をつくる」「緑をふやす」「緑を意識する」の4つの基本方針に基づいて、緑地保全や緑化推進等に取り組んできました。

前計画の基本方針の概要は以下の通りです。

【目指すべき緑の将来像】

みどりを織るまち・かつやま

#### ■基本方向1 既存の緑を保全する(緑をまもる)

既存の緑の果たす役割や必要性等を理解し、将来に渡り守っていく

#### ■基本方向2 新たな緑の基盤を整備する(緑をつくる)

身近な緑地空間としての公園緑地及び市民のレクリエーションの拠点、交流の場となる大規模な公園、緑地を整備する。

#### ■基本方向3 生活空間に身近な緑を増やす(緑をふやす)

地域の状況に応じて、緑の質の向上、量の増加に努め、快適な都市空間を形成する

#### ■基本方向4 緑化推進体制をつくる(緑を意識する)

緑の環境づくりに対する市民、行政の意識を高め、地域の緑化活動を推進する体制を確立する

## (2)前計画での取組

前計画では、緑の将来像の実現に向けて、以下のような緑地保全や緑化推進等の取組を実施しています。

【緑の将来像の実現に向けた主な取組内容】

緑の将来施策の基本方向	主な取組内容
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種(セイタカアワダチソウ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、オオブタクサ)の除去活動の実施</li> <li>・バイカモやミチノクフクジュソウなどの希少植物の保全活動</li> <li>・池ヶ原湿原の保全活動</li> <li>・環境保全に配慮した農業・林業の推進</li> <li>・勝山市景観形成計画の景観形成基準に沿った緑化の指導</li> <li>・良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、保全や継承のための適正な維持管理の実施</li> </ul>
緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁天緑地の活用、堤防を利用した散策路の維持管理</li> <li>・街路樹の剪定</li> <li>・公園緑地における植栽の雪囲い、剪定等の維持管理</li> <li>・公園施設の長寿命化のための点検・補修の実施</li> <li>・長尾山総合公園(かつやま恐竜の森)の維持管理</li> <li>・ホタルや魚類等の生息環境に配慮した護岸整備や親水性の向上</li> <li>・ふるさと納税を利用した、サクラの植樹活動「長山公園さくらプロジェクト」の実施</li> </ul>
緑をふやす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化活動「花いっぱい運動」の実施</li> <li>・市で行っている区や企業の団体ごとに環境保全活動や花の植栽活動に取り組む「かつやまをきれいにする運動」等の実施や支援</li> </ul>
緑を意識する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平泉寺の清掃活動の実施</li> <li>・九頭竜川の清掃活動「クリーンアップ九頭竜川」の実施</li> <li>・希少植物であるミチノクフクジュソウの観察や池ヶ原湿原の自然観察などの体験学習の実施</li> <li>・市民総合大学での自然に関する講座の実施</li> <li>・環境教育を中心としたESDの推進</li> </ul>



【長山公園のさくら】



【弁天緑地の様子】

### (3)前計画の目標達成状況

前計画では、緑に関する目標として、緑地確保水準と都市公園の人口1人当たりの整備面積を設定しています。

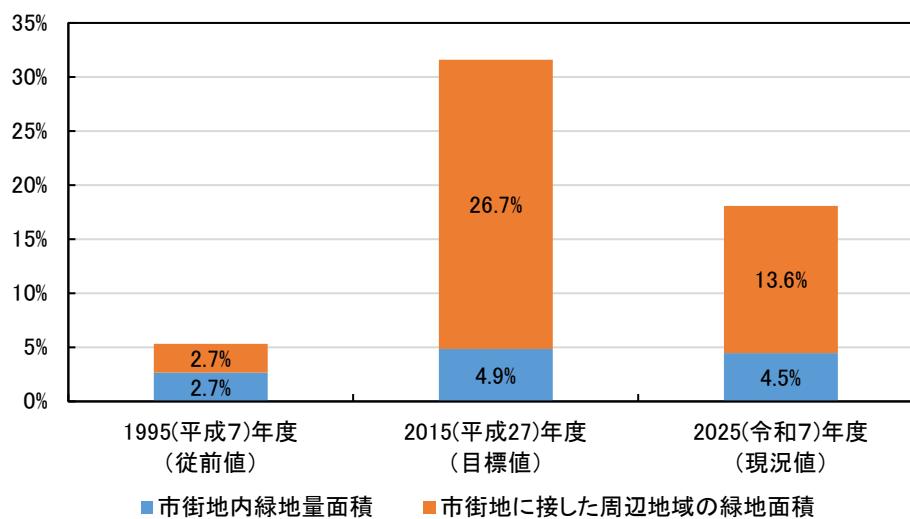
#### 1. 緑地確保水準

緑地確保水準は、目標年度である2015(平成27)年度までに市街地面積(市街地に接した周辺地域含む)の緑地面積を30%以上確保することを目標としています。

2025(令和7)年度時点の緑地確保水準は18.1%で、目標値を達成できなかったものの、従前値より上昇しています。目標を達成できなかった要因としては、目標を設定した際に計画した都市公園や総合公園、風致地区、都市緑地、緑道の整備が進まなかつたこと等があげられます。

【緑地確保水準の達成状況】

従前値 1995(平成7)年度	目標値 2015(平成27)年度	現況値 2025(令和7)年度
5.3% (36.10ha)	31.6% (295.71ha)	18.1% (137.88ha)



【目標に対する緑地の内訳】

## 2. 都市公園の人口1人当たりの整備面積

都市公園の人口1人当たりの整備面積を目標年度である2015(平成27)年度までに80m<sup>2</sup>/人以上にすることを目標としています。

2025(令和7)年度時点の都市公園の人口1人当たりの整備面積は、54.3m<sup>2</sup>/人で、目標値を達成できなかったものの、従前値より上昇し、都市公園法施行令第一条の二で定められている住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準の10m<sup>2</sup>以上については、達成しています。目標が達成できなかった要因としては、目標を設定した際に計画した都市公園や総合公園、都市緑地、緑道の整備が進まなかつたこと等があげられます。

【都市公園の人口1人当たりの整備面積の達成状況】

従前値 1995(平成7)年度	目標値 2015(平成27)年度	現況値 2025(令和7)年度
8.5 m <sup>2</sup> /人 (都市公園整備面積:24.12ha) (都市計画区域人口:28,538人)	81.3 m <sup>2</sup> /人 (都市公園整備面積:239.06ha) (都市計画区域人口:29,400人)	54.3 m <sup>2</sup> /人 (都市公園整備面積:113.08ha) (都市計画区域人口:20,838人)

## 2-5 緑の機能別の評価

### (1)環境保全機能

#### 1. 優れた自然環境や歴史的風土の保全

本市は、周囲の山々と九頭竜川をはじめとする多くの河川、火山活動によりできた滝や湿原など豊かな自然に囲まれています。

また、社寺が多く残されており、それに伴う社寺林や文化財である国指定の白山平泉寺などの歴史と結びついた緑があります。

これらの緑を次世代へ引き継いでいくことが重要です。

#### 2. 快適な生活環境の整備

公園や街路樹は日陰を形成し、歩行者の暑熱軽減になるほか、車道からの騒音振動の軽減に繋がるため、剪定等の維持管理を継続して行う必要があります。

#### 3. 生物多様性の保全

本市には山地や九頭竜川流域の水辺、里山、農地などの豊かな自然がエコロジカルネットワークを形成して多様な生態系があり、そこに生息・生育するカタクリやミチノクフクジュソウ、螢、猛禽類等の貴重な生き物を見ることができます。しかし、外来種の繁殖や後継者不足等による耕作放棄地の発生により生物多様性の損失が発生しています。

本市の恵まれた環境と様々な生物からなる生物多様性を守るために、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進める必要があります。

#### 4. 環境の維持・改善

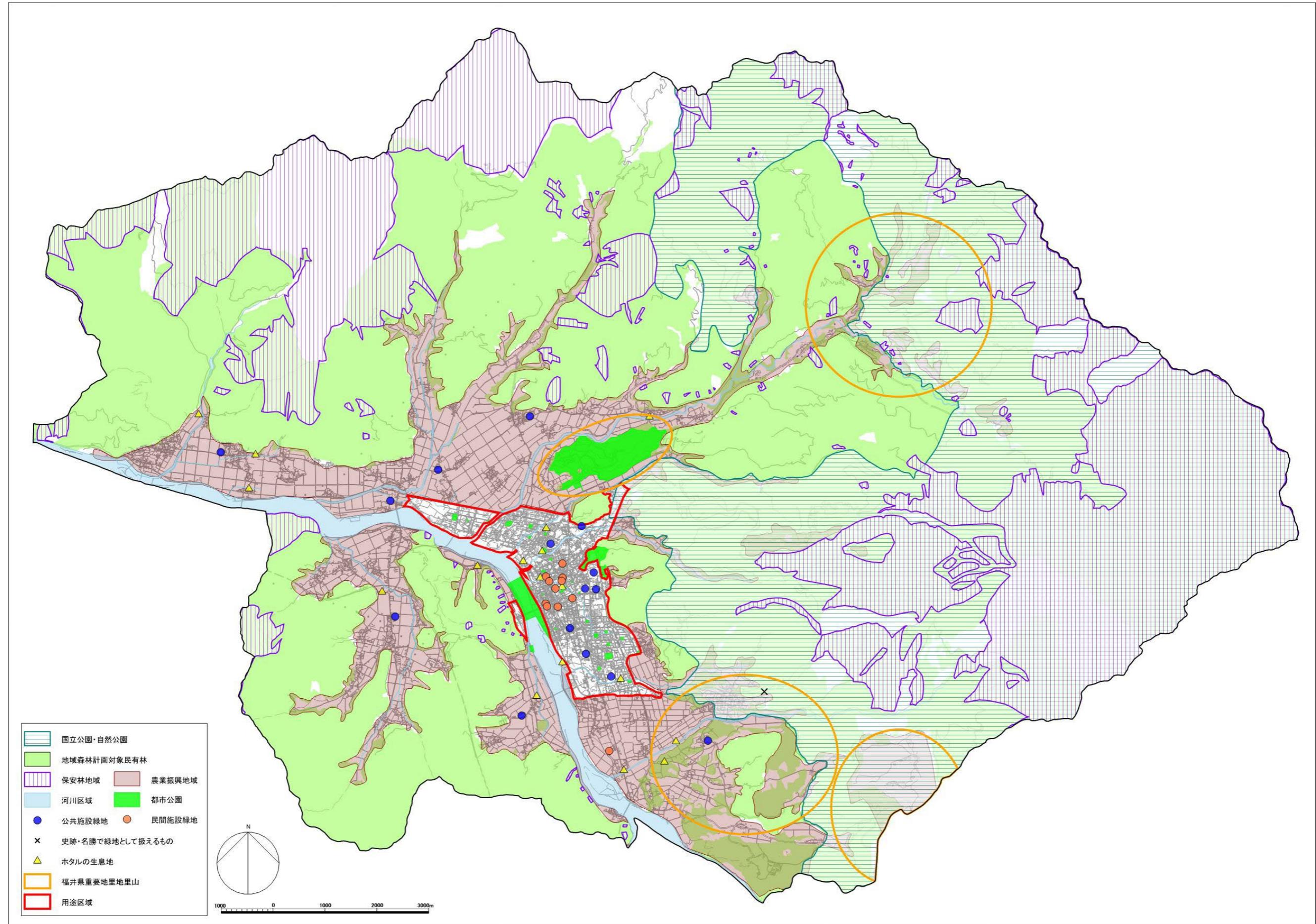
本市は山林が市域の9割以上を占めており、水質の浄化や二酸化炭素や大気汚染物質の吸収など、地球温暖化対策や大気・水質浄化に貢献しています。これらの森林が有する多面的機能を維持していくため、森林の保全・管理を継続していく必要があります。



【勝山の優れた自然風景】



【ミチノクフクジュソウ(希少種)】



【環境保全機能に資する緑地】

## (2)レクリエーション機能

### 1. 広域圏におけるレクリエーション機能

本市では、かつやま恐竜の森(長尾山総合公園)の恐竜化石発掘体験や九頭竜川でのアユ釣り、螢の観察会、法恩寺山でのウインタースポーツなど豊かな自然を生かした様々なレクリエーションが行われており、市内外の人々が自然などを楽しむ広域的なレクリエーションの場となっています。このようなレクリエーションの場を残すため、今後も、関係機関が連携し保全や活用を図る必要があります。

### 2. 日常圏におけるレクリエーションの場

本市の用途地域内の主要な住宅地は街区・近隣公園の誘致圏に概ね入っており、適正に公園が配置されています。しかし、現在供用されている公園は、昭和50年代の土地区画整理事業により整備された公園が多く、遊具等の公園施設が老朽化しているため、さらなる利用を促すために適切な維持管理やユニバーサルデザインなど現代のニーズに適したものへの更新等が必要となっています。

### 3. 自然とのふれあい

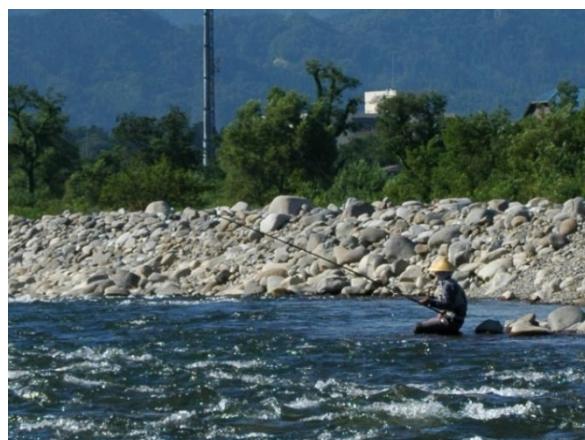
本市では、様々な環境学習を行っており、小中学校では希少植物の保全活動や特定外来生物の防除活動などを、市民総合大学では自然観察会の講座を実施しています。市民団体の活動としては、ホタルの保全活動や水路等の保全管理、花いっぱい運動等による緑化活動などを行っています。その他、観光や就業、環境学習を目的として、野菜の収穫や田植え、稻刈り等の農業体験を行っています。

また、かつてはさくらの名所としてにぎわっていた長山公園を再びさくらの名所として復活させることを目指して、「長山公園さくらプロジェクト」において、市内学生等と共にさくらの植樹会を開催しています。

こういった自然とのふれあいの場や機会を残すため、今後も関係機関が連携して活動を推進・支援していく必要があります。

### 4. 水と緑のネットワーク

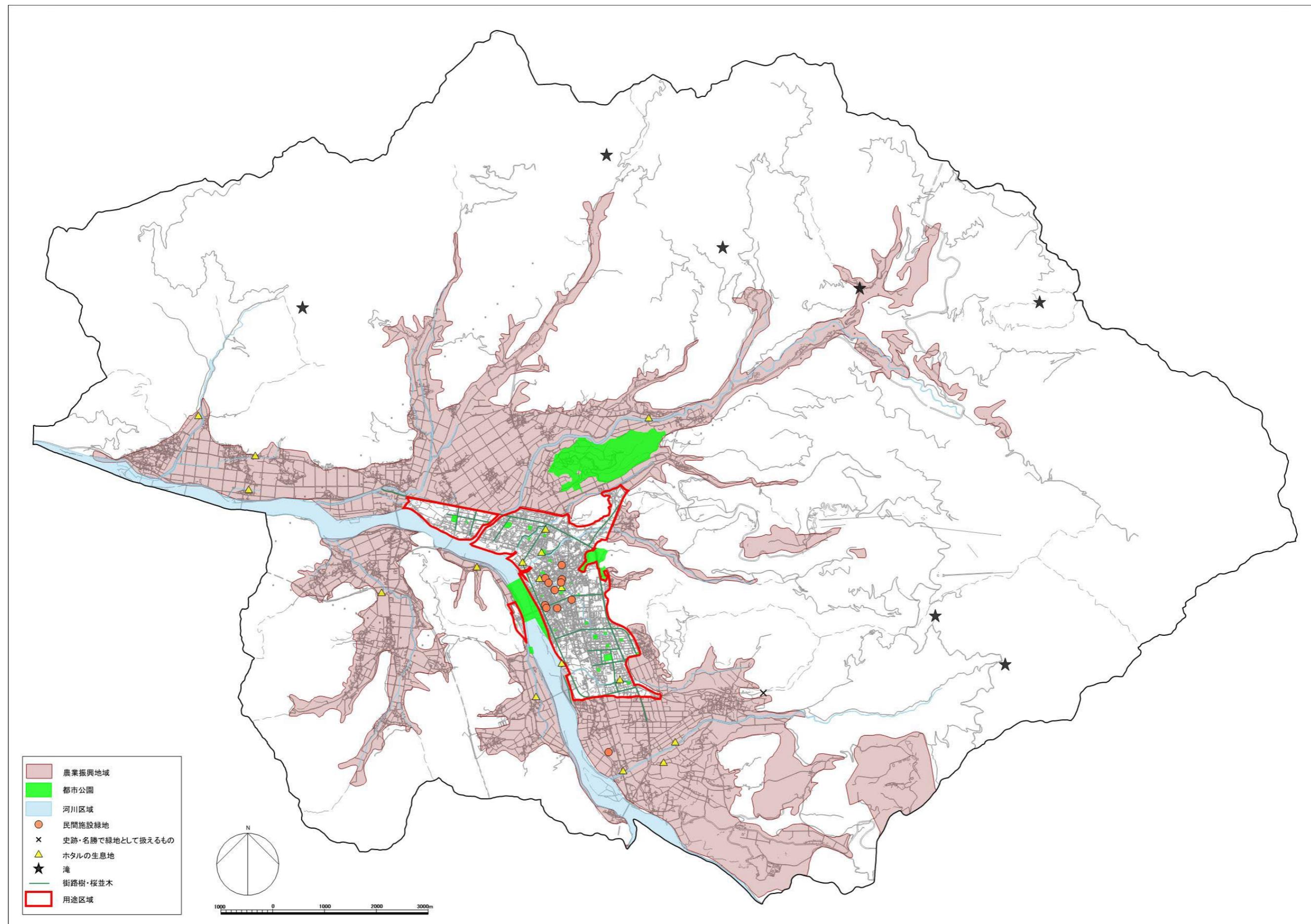
市の顔となる市役所周辺や長山公園、弁天緑地、長尾山総合公園について、にぎわいを感じられ、歩きたくなるような空間となることを目指して、今後も関係機関の連携による保全・活用とともに、積極的な緑化を図ることが重要です。



【九頭竜川でのアユ釣り】



【弁天緑地での桜まつり】



【レクリエーション機能に資する緑地】

### (3)防災機能

#### 1. 災害に強いまちづくりの推進

本市では、都市計画区域内のほとんどの山際が土砂災害警報区域に指定され、九頭竜川沿いは洪水浸水想定区域に指定されています。

近年、地球温暖化に起因するとされる大雨や集中豪雨の激甚化、多頻度化により、水害や土砂災害の発生頻度が増え、生命や財産に甚大な被害を与えていたため、森林の水源涵養や土砂災害防止などの防災の機能を活用するために森林資源の適正管理や土砂の流出防止につながる河川沿いに広がる農地の保全等に取り組みグリーンインフラとして活用する必要があります。

市街地周辺に整備されている街路樹は、街路景観に四季の変化や彩りをもたらすだけでなく、火災時の熱吸收・低減による延焼防止など防災の観点からも重要であり、適切に管理していく必要があります。

#### 2. 防災活動の拠点の確保

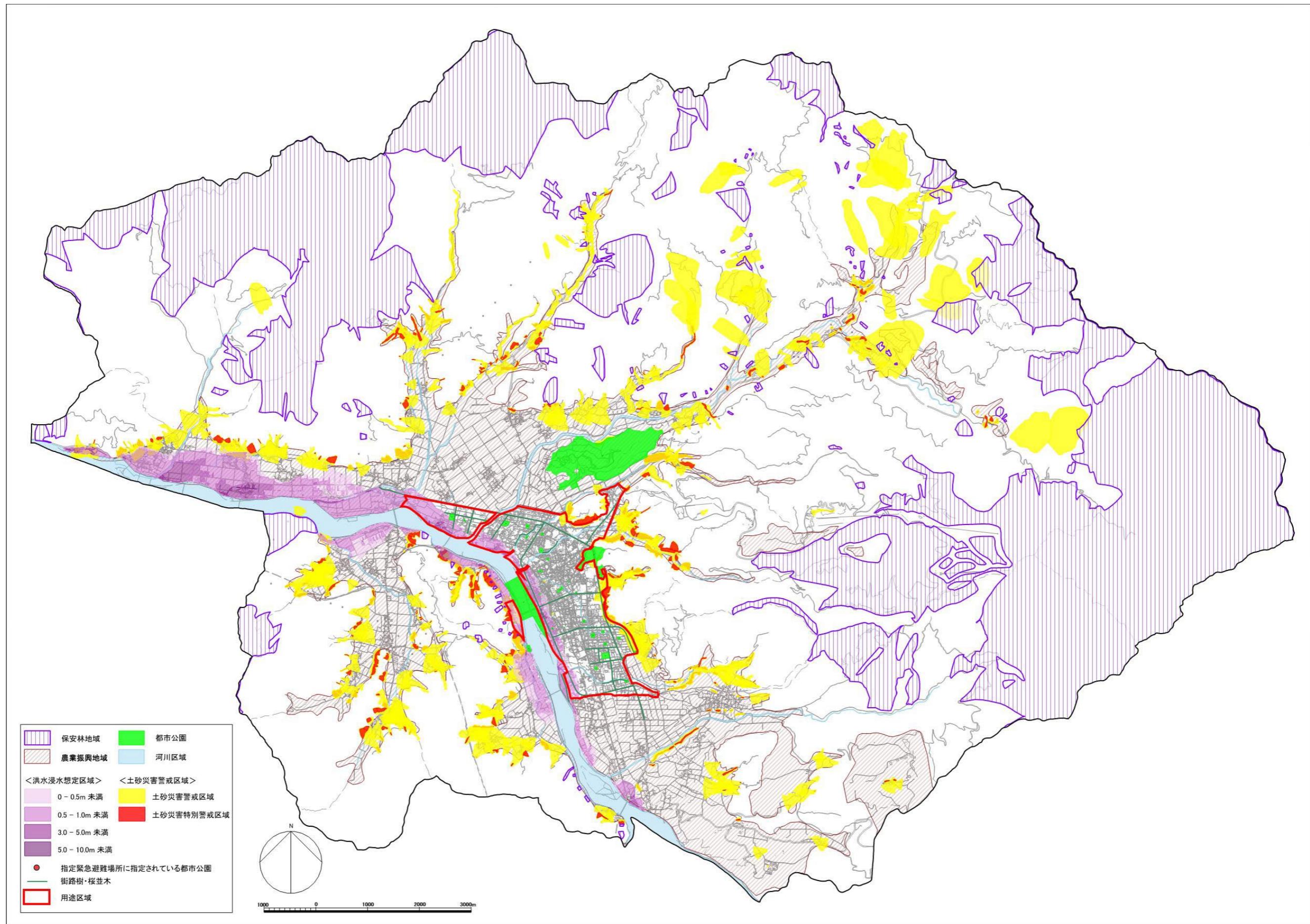
本市では、指定緊急避難場所として、中央公園やあさひ公園などの都市公園29箇所や公共施設緑地13箇所が指定されています。これらの都市公園や公共施設緑地等の整備を通して避難場所施設の防災機能の強化に努める必要があります。



【市街地周辺の街路樹】



【指定緊急避難場所に指定されている中央公園】



## (4)景観形成機能

### 1. 景観の保全

本市を代表する景観としては、九頭竜川の右岸1.5kmに渡る桜並木や国史跡白山平泉寺旧境内の集落における歴史遺産と石畳や石垣のある昔ながらの面影が感じられる集落景観があります。これらの景観は、市民のまちに対する誇りや愛着を育むとともに、来訪者に美しい勝山を印象付ける重要な要素として、引き続き、保全・活用していくことが必要です。

### 2. 地域の顔やランドマークとなる緑の保全

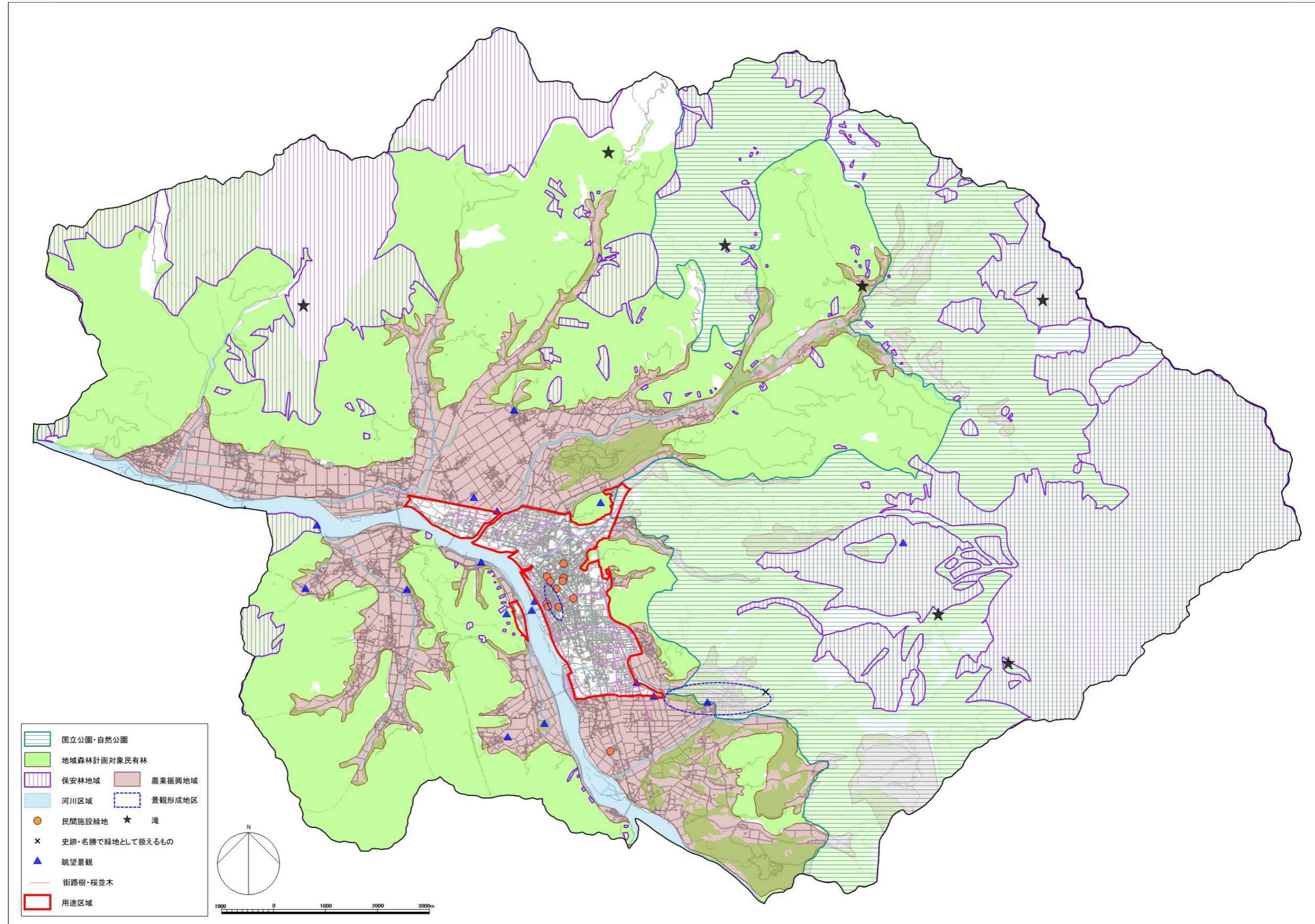
市の顔となる市役所周辺や長山公園、弁天緑地、長尾山総合公園について、今後も関係機関の連携による保全・活用とともに、積極的な緑化を図ります。また、良好な景観の保全や形成のために、勝山市景観計画を策定しています。この計画に基づいて、景観の保全や景観形成のためのルールづくり、景観形成地区の指定などを行っていく必要があります。その他、地域のランドマークとなるような建造物や樹木の保全のため、景観重要建造物や景観重要樹木への指定や管理者に対して必要な支援を行っていく必要があります。



【九頭竜川の桜並木】



【地域のランドマークとなるような樹木】



## 2-6 今後の課題

---

### (1) 都市緑化の推進に向けて

- ・都市緑化においては、民間の取組や民有地の活用などが重要となっており、優良緑地確保計画認定制度や自然共生サイトへの登録促進など民間が主体となる新たな緑化の推進を進める必要があります。
- ・市民、事業者、民間団体及び市の連携による都市の緑化を推進していくため、景観形成地区の指定や花いっぱい運動等などの取組の周知・啓発や新たな仕組みづくり等が必要です。

### (2) 都市公園等の整備に向けて

- ・本市の前計画の目標である都市公園の人口1人当たりの整備面積について、従前値より上昇し、都市公園法施行令第一条の二で定められている住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準の10 m<sup>2</sup>以上を達成していますが、計画の目標値については、都市公園や総合公園、都市緑地、緑道の整備が進まなかつたことにより、達成できませんでした。今後の整備計画を踏まえ、目標を再設定する必要があります。
- ・現在供用されている公園は、昭和50年代の土地区画整理事業により整備された公園が多く、遊具等の公園施設が老朽化しているため、さらなる利用を促すために適切な維持管理やユニバーサルデザイン化、機能の見直しなど現代のニーズに対応するための更新や再整備が必要です。
- ・令和6(2024)年12月に公表された国の緑の基本方針では、将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、ウェルビーイングが実感できる緑豊かな都市」の実現に向けて、国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」「ウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市」の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることが示されており、これらを踏まえ新たな目標設定や施策を検討する必要があります。

## 第3章 計画の目標

### 3-1 緑の将来像

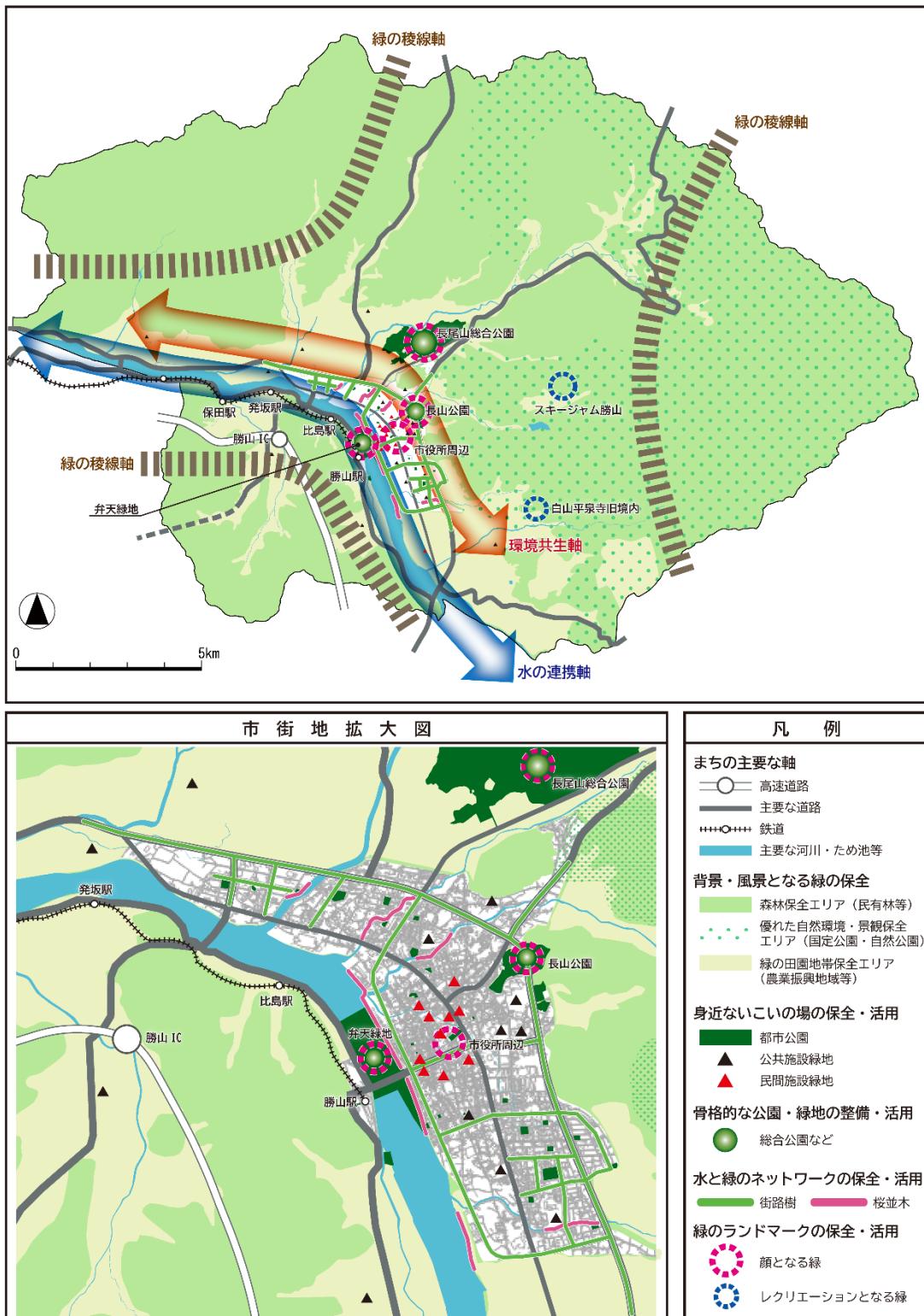
本計画の目指すべき緑の将来像は、前計画から引き続き、勝山の特性を生かした緑の保全・整備や緑と水辺と都市空間が融合し活気とやすらぎにあふれた都市像を目指し「みどりを織るまち・かつやま」とします。

この将来像の実現に向けて、まちの姿を緑の保全と生物多様性の保全の2つの視点で次ページ以降に示します。

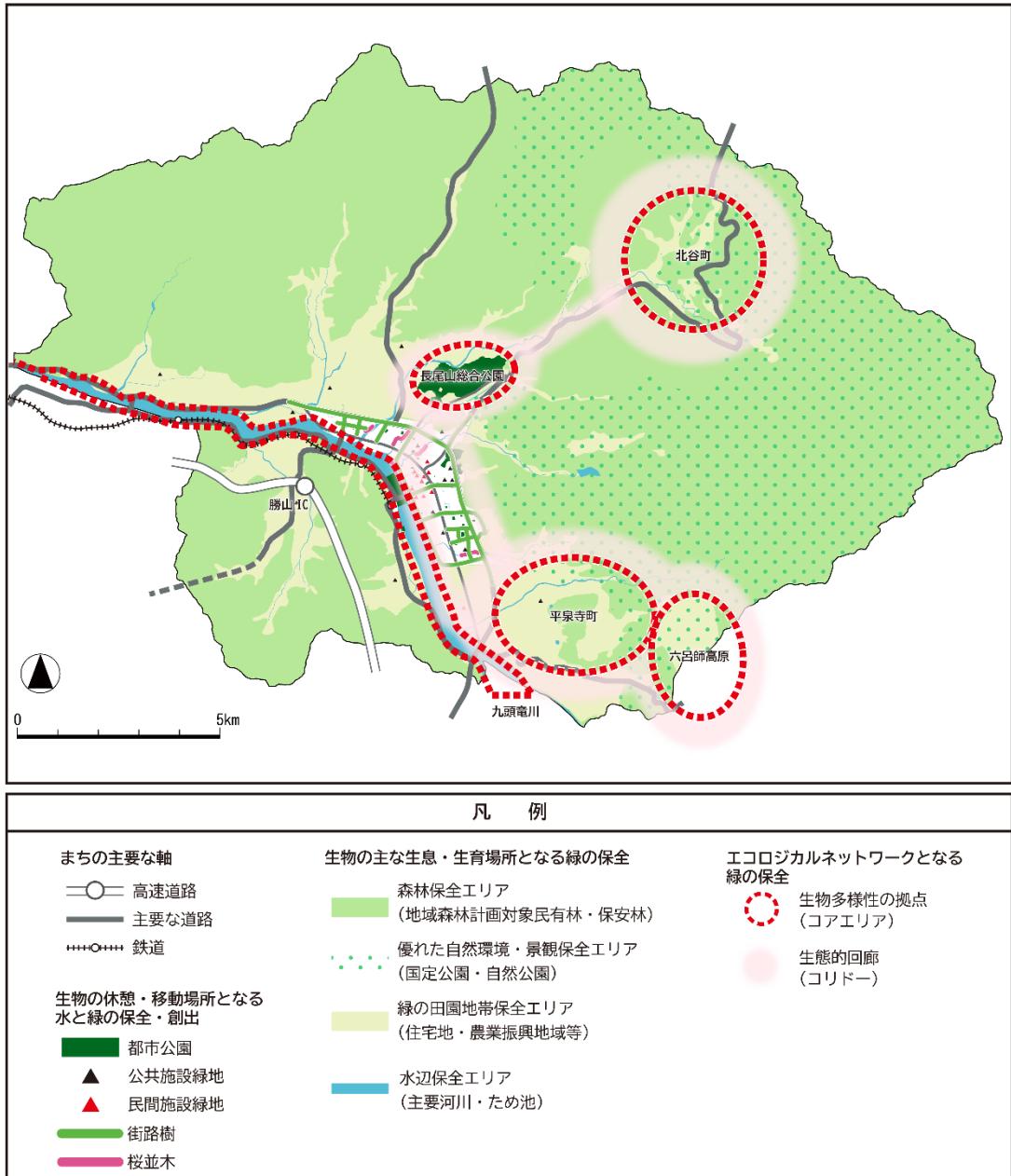
【目指すべき緑の将来像】

みどりを織るまち・かつやま





【緑の保全の視点から見たまちの姿】

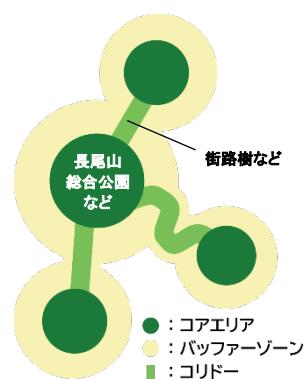


### 【生物多様性の保全の視点から見たまちの姿】

#### エコロジカルネットワークについて

エコロジカルネットワークとは、人と自然の共生を確保していくため、保全上重要な地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークをいいます。

具体的には生物多様性の拠点(コアエリア)を位置づけ、コアエリア間を生態的回廊(コリドー)で連結することで野生生物の移動・分散を確保することが重要となります。外部からの影響を軽減するため、緩衝地域(バッファーゾーン)を配置することも大事です。



## **3-2 基本方針**

---

緑の将来像の実現のために、以下の基本方針を定め、施策を展開していきます。

### **(1) 勝山の魅力的な緑を保全・活用します**

本市には、国立公園となっている森林や九頭竜川をはじめとする多くの河川、国指定の文化財である平泉寺など魅力的な緑があります。これらの緑が有する良好な景観の形成やレクリエーションの場の提供、生物多様性の保全など様々な機能を発揮させるため、本市の魅力的な緑を保全するとともに、その活用を図ります。

### **(2) 緑をグリーンインフラとして利用し、日々の暮らしを快適にします**

道路を緑化することは、緑のネットワークが形成され、周遊性や滞在性が向上するだけでなく、暑熱軽減や騒音・振動の軽減につながります。また、公園は日常におけるレクリエーションの場としての利用だけでなく、災害時の避難場所としても活用できます。

このように、緑の様々な機能をグリーンインフラとして利用して日々の暮らしをより快適にすることを目指します。

### **(3) 緑のマネジメント体制を構築します**

少子高齢化社会において、今後、緑のまちづくりを推進していくには、市民・事業者等との連携や民間が主体となった緑の管理や創出体制を構築していくことが重要となります。

連携体制の強化や民間主体の緑づくり、緑化を担う人材の育成などを通じて、緑をはぐくむ新たなマネジメント体制の構築・推進を図ります。

## 3-3 目標

### (1)計画のフレーム

#### 1. 対象区域

本計画の対象区域は勝山市の都市計画区域全域とします。

【対象区域】

計画対象区域	面積
都市計画区域(勝山市全域)	25,388ha

#### 2. 人口フレーム

目標年次2035(令和17)年における計画人口は、勝山市人口ビジョンで設定された人口とします。

【人口フレーム】

計画対象区域	人口	
	現況 2025(令和7)年度	目標年度 2035(令和17)年度
都市計画区域(勝山市全域)	20,838人	17,812人

#### 3. 市街地(用途地域)の規模

目標年次2035(令和17)年における将来市街地の規模は、現状の市街地と同様の規模とします。

【市街地(用途地域の規模)】

計画対象区域	面積	
	現況 2025(令和7)年度	目標年度 2035(令和17)年度
市街地(用途地域)の規模	659ha	659ha

## (2)緑地の保全及び緑化推進等に関する目標

国の緑の基本方針を踏まえ、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」「ウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市」の実現に向けた目標として、以下の3つを定めます。

### 1. 緑地確保水準

前計画と同様の算出方法で今後の整備計画<sup>※1</sup>を踏まえて、緑地確保水準は、市街地面積（市街地に接した周辺地域<sup>※2</sup>を含む）の緑地面積を22.0%以上確保することを目標とします。

※1 長尾山総合公園の整備が計画通り行われることを想定

※2 長山公園、長尾山総合公園、弁天緑地、中島緑地を対象とする。

【緑地確保水準の目標】

現況値 2025(令和7)年度	目標値 2035(令和17)年度
18% (137.88ha)	22%以上 (187.32ha 以上)

### 2. 自然共生サイト登録件数

自然共生サイトに登録される民間企業や地域の団体などによる生物多様性の保全の取組について、5年に1件の登録を想定して、目標年次までに2件の登録を目標とします。

【自然共生サイト登録件数の目標】

現況値 2025(令和7)年度	目標値 2035(令和17)年度
0 件	2 件 (1件/5年 想定)

### 3. 都市公園の人口1人当たりの整備面積

今後の人口減少<sup>※1</sup>や都市計画決定区域<sup>※2</sup>を踏まえて、都市公園の人口1人当たりの整備面積は、目標年度である2035(令和17)年度までに108.0m<sup>2</sup>/人以上にすることを目標とします。

※1 勝山市人口ビジョンで設定された人口を利用

※2 長尾山総合公園、弁天緑地の未供用面積

【都市公園の人口1人当たりの整備面積の目標】

現況値 2025(令和7)年度	目標値 2035(令和17)年度
54.3 m <sup>2</sup> /人 (緑地面積:113.08ha) (都市計画区域人口:20,838人)	108.0m <sup>2</sup> /人以上 (緑地面積:192.44ha 以上) (都市計画区域将来推計人口:17,812人)

### (3)関連指標

計画の進捗状況を把握するために目標として、以下の指標を定めます。目標年次は、計画の期間である2035(令和17)年度とします。

【計画の進捗状況を把握するための指標】

指標	現況値	目標値
景観重要木の指定件数 <sup>※1</sup>	- 2025(令和7)年度	3件以上 2035(令和17)年度
その他の公園(グラウンド含む)の利用頻度 が月1回以上の割合(%) <sup>※2</sup>	7.5% 2020(令和2)年度	10%以上 2035(令和17)年度
農業経営や担い手の育成など持続可能な農業に対する支援に関する満足度(%) <sup>※3</sup>	8.6% 2020(令和2)年度	10%以上 2035(令和17)年度
自然体験活動の参加率(%) <sup>※4</sup>	6% 2024(令和6)年度	10%以上 2035(令和17)年度

※1 勝山市景観計画に基づく指定

※2 市民総合計画のアンケート「(14)の⑭その他の公園(グラウンド含む)」について、「1週1回以上」から「3月1回程」の合計値

※3 市民総合計画のアンケート6の(1)の「20 農業経営や担い手の育成など持続可能な農業に対する支援」について、「満足」と「どちらかといえば満足」の合計値

※4 勝山市市民アンケート 「⑧自然体験活動」について、「積極的に参加している」と「ときどき参加している」の合計値

# 第4章 緑地の保全・緑化の推進方針

## 4-1 総合的な方針

### (1)環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現に向けた方針

- ・パリ協定の1.5℃目標の達成に向け、国は、2050年カーボンニュートラルを宣言しており、温室効果ガスの排出削減と吸収源対策が喫緊の課題となっています。
- ・植物は光合成により CO<sub>2</sub>の吸収源としての役割を担っているため、市街地を囲む地域森林計画対象民有林や農業振興地域の保全により、カーボンニュートラルの実現に貢献します。

### (2)人と自然が共生するネイチャーポジティブの実現に向けた方針

- ・生物多様性による恩恵は、持続可能な社会経済を確保するために不可欠であるため、ネイチャーポジティブの実現に向けて動植物の生息地・生育地となる山林や農地、河川等の多様な緑を保全します。
- ・「九頭竜川」や「六呂師高原」「長尾山総合公園」などの生物多様性の拠点となるエリアと農地や森林などの生態的回廊をつなぐように配置し、エコロジカルネットワークを形成することで、動植物が生息・生育するために必要な空間的広がりを確保するように努めます。
- ・長尾山総合公園については、保全配慮地区に指定し、生物多様性の保全に向けて、重点的に緑地の保全に配慮を加えます。

### (3)ウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現に向けた方針

- ・緑豊かで開放的な環境の下で、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しむことは、私たちの暮らしに癒しを与え、健康に寄与するなどウェルビーイングにもつながります。
- ・市民のニーズを踏まえた公園の配置や機能の見直し、緑の多面的機能の活用に向けた緑地の整備や保全・緑化を推進します。
- ・水と緑のネットワークを形成し、周遊性と滞在性を向上させ、居心地がよく歩きたくなる緑のまちづくりを行います。
- ・かつてはさくらの名所としてにぎわっていた長山公園について、「長山公園さくらプロジェクト」において、市内学生等と共にさくらの植樹会を開催し、さくらの名称としての復活を目指します。

### (4)グリーンインフラ活用に向けた方針

- ・緑地は、歴史や文化の形成や環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能などグリーンインフラとしての多様な機能を有しています。
- ・これらの機能を十分に発揮するため、緑地の整備や質の維持・向上に加え、各緑地で発揮したい機能を踏まえた保全・緑化を推進します。

## 4-2 系統別配置方針

### (1)環境保全

既存の樹林地や河川池沼、重要な動植物の生息・生育地、野生動物の生息地等を形成する樹林地、水辺地、農地、道路などは、生物多様性保全やヒートアイランド現象の緩和など環境保全機能を持った緑として位置付け、これら緑の保全・ネットワーク化を図ります。

- ・緑を次世代に引き継いでいくため、豊かな山々や九頭竜川、社寺林や文化財等の歴史的風土などの多様な自然を保全します。
- ・生物多様性の保全のために、動植物の生息地・生育地となる山林や農地、河川等の多様な緑を保全するとともに、水路や街路樹等の整備を通して、エコロジカルネットワークを形成します。
- ・長尾山総合公園については、保全配慮地区に指定し、生物多様性の保全に向けた基本方針を定めます。
- ・公園や街路樹は日陰を形成し、歩行者の暑熱軽減になるほか、車道からの騒音・振動の軽減に繋がっているため、剪定等の維持管理を継続して行います。
- ・森林が有する地球温暖化対策や大気・水質浄化などの多面的機能を維持していくため、森林の保全・管理を継続していきます。
- ・開発や整備を行う際は、環境に配慮した設計・工法の利用や周辺景観との調和を図ります。
- ・街路樹を緑陰による暑熱軽減や騒音・振動の軽減、水と緑のネットワーク形成等に活用するため、剪定等の整備を行います。
- ・生活圏における鳥獣被害を防止するため、樹林ではない緩衝帯等の緑を整備します。

### (2)レクリエーション

都市公園や緑地、学校などの公共施設緑地、桜並木、キャンプ場、広域的な交流活動施設などは、スポーツやレクリエーション、健康増進などレクリエーション機能を持った緑として位置付け、市民ニーズなどを踏まえ適切に配置し、これら緑の保全・創出を図ります。

- ・市内外の人々が自然などを楽しむ広域的なレクリエーションの場・機会として、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）の恐竜化石発掘体験や九頭竜川でのアユ釣り、ホタルの観察会、法恩寺山でのウインタースポーツなどの活用を図ります。
- ・長山公園では、「長山公園さくらプロジェクト」において、市内学生等と共にさくらの植樹会を開催します。
- ・自然とのふれあいの場として、希少生物の保全活動や自然観察会、地域住民による緑化活動の支援を行います。
- ・現在供用されている公園は、昭和50年代の土地区画整理事業により整備された公園が多く、遊具等の公園施設が老朽化しているため、さらなる利用を促すために公園施設の適切な維持管理やユニバーサルデザイン化など現代のニーズに適したものへの更新を行います。
- ・九頭竜川の桜並木や市街地周辺の街路樹、親水性を確保した河川などの整備を行い、水と緑のネットワークを形成し、周遊性や滞在性を向上させます。

### (3)防災

広域避難地の機能を有する都市公園や一時避難地となる身近な歩いていける都市公園、延焼防止機能を有する街路樹、河川緑地などは、災害時に防災機能を適切に発揮する防災機能を持った緑として位置付け、適切に配置し、これら緑の保全・整備を図ります。

- ・水害や土砂災害による、生命や財産への被害を軽減するため、森林の水源涵養や土砂災害防止などの防災の機能を活用するために森林資源を適切に管理します。また、雨水や土砂の流出防止につながる河川沿いに広がる農地の保全等に取り組みます。
- ・都市公園や公共施設緑地等を指定緊急避難場所や防災機能を持ったオープンスペースとして活用できるよう適切に配置します。

### (4)景観

都市公園や地域性緑地、桜並木、遺跡、ランドマークとなるような巨樹・巨木、良好な里地里山、駅周辺や公共施設周辺などは、景観形成機能を持った緑として位置付け、にぎわいや特色ある景観形成がなされるようこれら緑の保全・創出を図ります。

- ・九頭竜川の桜並木や国史跡白山平泉寺旧境内の集落における歴史遺産と石畳や石垣のある昔ながらの面影が感じられる集落景観などの本市を代表する景観について、市民のまちに対する誇りや愛着を育むとともに、来訪者に美しい勝山を印象付ける重要な要素とするため、引き続き保全・活用します。
- ・市の顔となる市役所周辺や長山公園、弁天緑地、長尾山総合公園について、今後も関係機関の連携による保全・活用とともに、積極的な緑化を図ります。長山公園では、「長山公園さくらプロジェクト」において、桜の名所としての復活に向けて、整備します。・勝山市景観計画に基づいて、市内の景観を印象付ける地区などに対して景観形成地区の指定を行い、景観の保全・形成を緑化の配慮等を含めて行います。また、景観の保全に配慮した民有地の緑化や地域のランドマークとなるような建造物や樹木の保全にも取り組みます。

## 4-3 施設緑地の整備・配置方針

### (1)都市公園

都市公園は、都市環境の改善や防災性の向上、市民のレクリエーションの場の提供、良好な都市景観の形成などを目的として、適切に配置し、整備・維持管理を行います。

本市においては、都市公園が概ね充足していることから、市民ニーズ等を踏まえた適切な公園の維持管理や機能の充実・更新を図ります。

- ・現在供用されている公園は、昭和50年代の土地区画整理事業により整備された公園が多く、遊具等の公園施設が老朽化しているため、さらなる利用を促すために公園施設の適切な維持管理やユニバーサルデザイン化、機能の見直しなど現代のニーズに適したものへの更新を行います。
- ・開発や整備を行う際は、環境に配慮した設計・工法の利用や周辺景観との調和を図ります。
- ・公園は日陰を形成し、歩行者の暑熱軽減になるほか、車道からの騒音・振動の軽減に繋がっているため、剪定等の維持管理を継続して行います。
- ・都市公園や公共施設緑地等を指定緊急避難場所や防災機能を持ったオープンスペースとして活用できるよう適切に配置します。
- ・公園の管理業務について、指定管理者制度等を利用した民間との連携や地方自治体への管理委託等によりコストの削減や市民サービスの向上を図ります。

### (2)公共施設緑地

公共施設緑地として、市内の学校を位置付けます。これらは、都市公園に準じる機能を有しており、都市環境の改善や防災性の向上、市民のレクリエーションの場の提供、良好な都市景観の形成などを補助することを目的として、適切に維持管理を行います。

本市においては、都市公園が概ね充足していることから、学校関係者や市民ニーズなどを踏まえ適切な緑の維持管理や創出を図ります。

- ・小中学校の校庭等において、緑化などの整備に努めます。
- ・市役所など地域の人が多く集まる公共施設は、花等を積極的に活用した緑化を行い、親しみのある場となるよう努めます。

### (3)民間施設緑地

公共施設緑地として、市街地の開設面積が0.3ha以上の社寺や民間グラウンドを位置付けます。これらは、都市公園に準じる機能を有しており、都市環境の改善や防災性の向上、市民のレクリエーションの場の提供、良好な都市景観の形成などを補助することを目的として、適切に維持管理を行います。

本市においては、都市公園が概ね充足していることから、市民ニーズなどを踏まえ適切な緑の維持管理や創出を図ります。

- ・市民や事業者と連携して、本市の歴史と結びついた社寺林を保全します。
- ・勝山景観計画に基づき、商業地・工業地の敷地内緑化や住宅地の生垣や敷地内の樹木の保全を推進します。

## 4-4 地域制緑地の整備・配置方針

国立公園・自然公園や農業振興地域、河川区域、地域森林計画対象民有林、保安林区域、天然記念物、史跡・名勝で緑地として扱える白山平泉寺旧境内は、地域制緑地として位置付け、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然的環境などの保全を図ります。

- 本市の大半を占めている地域森林計画対象民有林と保安林区域について、地球温暖化対策や大気・水質浄化などの多面的機能を維持していくため、森林の保全・管理を継続していきます。
- 国立公園・自然公園について、貴重な動植物や季節感豊かな新緑や紅葉が次世代に渡ってみることができるよう国や県と連携し、保全に努めます。
- 農業振興地域(農用地区域含む)は、雨水や土砂の流出防止のため保全します。
- 河川区域は、水と緑のネットワークの形成やホタルやバイカモなど様々な動植物の生息・生育地として保全します。また、九頭竜川については、天然記念物であるアラレガコの保護や、本市を代表する景観として保全・活用します。
- 白山平泉寺旧境内については、市を代表する史跡・名勝として、保全・活用を図ります。

# 第5章 施策の展開

## 5-1 施策の体系

本計画の緑の将来像である「みどりを織るまち・かつやま」の実現に向け、3つの基本方針と12の施策の方向性に基づいた施策を展開します。

【施策体系】

基本方針	施策の方向性	具体的な取組
基本方針1 かつやまの魅力的な緑を保全・活用します	1 良好な景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none"><li>①景観形成地区の指定</li><li>②周囲景観への調和</li><li>③街路樹の整備</li><li>④地域のランドマークとなるような建造物や樹木の保全</li><li>⑤長山公園さくらプロジェクトの実施</li></ul>
	2 レクリエーション機能の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"><li>①森林の保全・活用</li><li>②自然とふれ合える空間の保全</li></ul>
	3 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>①ネイチャーポジティブ公園の整備</li><li>②貴重な生物や生態系の保全</li><li>③ホタルの保全</li><li>④外来生物の防除活動の推進</li></ul>
基本方針2 緑をグリーンインフラとして利用し、日々の暮らしを快適にします	4 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>①鳥獣被害対策の推進</li><li>②農地の保全・活用</li><li>③農業体験の推進</li></ul>
	5 公園・緑地等の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>①地域のニーズに対応した公園緑地等の整備</li><li>②公園・緑地等の維持管理</li></ul>
	6 公共施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>①小・中学校の緑化</li><li>②その他の公共施設の緑化</li></ul>
	7 水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"><li>①九頭竜川河川敷の散策空間の形成</li><li>②四季折々の花の咲くまちづくり補助事業の実施</li><li>③市街地の水と緑のネットワークの形成</li></ul>
	8 民有地の緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>①商業地の緑化</li><li>②工業地の緑化</li><li>③住宅地の緑化</li></ul>
	9 緑を生かした環境負荷の軽減・災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>①公園や街路樹等の緑の活用</li><li>②森林の多面的機能の活用</li><li>③農地の保全による雨水流出の抑制</li><li>④公園の指定緊急避難場所としての活用</li></ul>
基本方針3 緑のマネジメント体制を構築します	10 多様な主体・手法による連携の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>①多様な資金調達による施策の実施</li><li>②民間主体による緑化の推進</li><li>③DX化の推進</li></ul>
	11 環境意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>①「かつやまをきれいにする運動」の実施</li><li>②清掃活動の実施</li><li>③市民・事業者等への情報提供</li></ul>
	12 緑のまちづくりを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>①環境学習の実施</li><li>②環境教育の推進</li></ul>

## 5-2 具体的な施策内容

本計画の緑の将来像である「みどりを織るまち・かつやま」の実現に向けた施策と具体的な取組について整理します。

### 基本方針1 かつやまの魅力的な緑を保全・活用します

#### ■具体的な取組

##### 施策の方向性 1 良好な景観の保全・形成

具体的な取組	取組の概要
景観形成地区の指定	景観形成地区に指定されている本町通りと平泉寺区についてはその良好な景観を保全するとともに、他の地域についても勝山市景観計画に基づき景観の保全や景観形成のルール作り、景観形成地区の指定を検討します。
周囲景観への調和	美しい自然景観や眺望景観、固有の歴史景観などを市民共有の資産として未来へと残し、さらにこれらと調和のとれた景観を形成していくため、道路・河川・公園・博物館・図書館等の施設について配慮を行うほか、一定規模を超える建築物や工作物等の建築や土地の開発、奇抜な意匠・色彩等の屋外広告物の設置等の行為について制限を行います。
街路樹の整備	街路景観に四季の変化や彩りをもたらすよう、市街地周辺の街路樹の適切な維持管理を行います。
地域のランドマークとなるような建造物や樹木の保全	地域のランドマークとなるような天然記念物や巨樹について、地域住民と連携して保全を行います。また、勝山景観計画に基づき、良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物や樹木については、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、保全や継承のための適正な維持管理を行います。
長山公園さくらプロジェクトの実施	長山公園についてさくらの名所として復活させるため、クラウドファンディングを活用しながら、市内学生等と共に開花時期の異なる様々な品種のさくらを植樹し、長期間さくらが楽しめるスポットとして整備します。

##### 施策の方向性 2 レクリエーション機能の保全・活用

具体的な取組	取組の概要
森林の保全・活用	勝山市森林整備計画に基づき、自然観察、森林浴、キャンプ等に適した森林として広く利活用するための適切な施業と施設の整備を一体として推進します。
自然とふれ合える空間の保全	九頭竜川でのアユ釣りや長尾山総合公園の里山を活かした自然観察会など本市が有する多様な自然と触れ合える空間を次世代に引き継いでいくため、市民・団体・行政が一体となり保全活動を推進します。また、公園や社寺林などの身近な緑について健康維持増進やコミュニティ活動の場として、適切に保全・維持管理を図ります。

### 施策の方向性3 生物多様性の保全・活用

具体的な取組	取組の概要
ネイチャーポジティブ公園の整備	長尾山総合公園を保全配慮地区に指定し、風致景観の保全や生物多様性の保全、市民の自然とのふれあいの場として活用を図ります。
貴重な生物や生態系の保全	本市の里山や標高1,000m以上の山地、九頭竜川流域の水辺などの豊かな自然とカタクリやミチノクフクジュソウ、猛禽類などの貴重な生物を保全していくため、市民・事業者・行政が一体となり、無秩序な開発の抑制やエコロジカルネットワークの形成等により保全活動を推進します。
ホタルの保全	各地域に生息しているホタルが今後も見られるよう地元市民団を中心となって行っている保全活動について、市のホームページや広報誌で情報発信を行い、多くの市民に関心を持ってもらい、活動の輪が広がるよう啓発します。また、河川の整備について、ホタルや魚類等の生息環境に配慮した護岸整備や親水性の向上に努めます。
外来生物の防除活動の推進	本市の生物多様性を保全していくため、セイタカアワダチソウやオオキンケイギクなど外来生物の防除活動を行います。また、本市で確認されていない外来生物については、侵入の未然防止に向けた情報発信を行います。



【平泉寺地区の石垣の景観】



【外来種の駆除活動】

## 基本方針2 緑をグリーンインフラとして利用して 日々の暮らしを快適にします

### ■具体的な取組

#### 施策の方向性 4 → 農地の保全

具体的な取組	取組の概要
鳥獣被害対策の推進	鳥獣による農林水産物に係る被害を防止するため、勝山市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲や防護柵の設置等の支援を推進します。
農地の保全・活用	地域計画に基づき、地域の農地の受け手の確保や集約化などを通じて農地の保全に取り組みます。また、農業経営の安定のための補助金や道の駅での農産物の委託販売、かつやま青果市場への出荷促進による地産地消の推進などを通して、農地の活用を推進します。さらに、環境保全型農業を推進するため、有機物循環の土づくりや化学肥料及び化学農薬の使用低減の普及に取り組むエコファーマーの拡大を進めます。
農業体験の推進	観光や就業、環境学習などを目的として、野菜の収穫や田植え、稲刈り等の農業体験ができる場所を紹介します。

#### 施策の方向性 5 → 公園・緑地等の整備

具体的な取組	取組の概要
地域のニーズに対応した公園・緑地等の整備	整備済みの公園・緑地等について、ユニバーサルデザイン化や機能の見直しなど現代のニーズに対応するため必要に応じて、再整備や更新を行います。また、都市公園の配置について、徒歩による利用圏を考慮するとともに、良好な都市環境の提供、まちの安全性の向上、市民の活動や憩いの場の提供、豊かな地域づくりなどの多様な役割を有するよう適正な配置を検討します。
公園・緑地等の維持管理	整備済みの公園・緑地等について、定期的な点検による長寿命化を図ります。また、公園施設の状態の監視や清掃活動などにおいては、市民との連携を図りながら効率的な維持管理に努めます。また、公園の管理業務については、指定管理者制度等を活用した民間との連携や、地元自治会への管理委託等により、コストの縮減や市民サービスの向上を図ります。

#### 施策の方向性 6 → 公共施設の緑化

具体的な取組	取組の概要
小・中学校の緑化	小・中学校の校庭等において、緑化などの整備に努めます。
その他の公共施設の緑化	市役所など地域の人が多く集まる公共施設は、花等を積極的に活用した緑化を行い、親しみのある場となるように努めます。

## 施策の方向性 7 水と緑のネットワークの形成

具体的な取組	取組の概要
九頭竜川河川敷の散策空間の形成	九頭竜川河川敷について、弁天緑地の活用や堤防を利用した散策路の維持管理を通じて、水辺や弁天桜を楽しめる散策空間の形成を図ります。
四季折々の花の咲くまちづくり補助事業の実施	花と緑の豊かな、潤いと安らぎのある美しいまちづくりを目指し、地区的花壇への植栽、プランターに植栽し通り沿いに並べるなど公共の目に触れる場所を対象に花の植栽活動に係る経費に対し補助を行います。また、県の委嘱の緑化活動である「花いっぱい運動」にも取り組みます。
市街地の水と緑のネットワークの形成	中小河川・水路の景観への配慮や親水性の確保に加えて、街路樹の整備や観光拠点などの公共施設におけるシンボリックな緑化などを行い、公園緑地や公共施設・観光拠点相互を水と緑のネットワークでつなぎ、周遊性や滞在性の向上を図ります。



【九頭竜川河川敷の散策区間】



【水と緑のネットワーク】

## 施策の方向性 8 民有地の緑化

具体的な取組	取組の概要
商業地の緑化	開発行為を行う際には、勝山市景観計画により緑化を推進します。また、商業地の敷地内緑化への取組を推進します。
工業地の緑化	開発行為を行う際には、勝山市景観計画により緑化を推進します。また、地域環境の改善や都市景観の向上のため工場敷地内の緑化を推進します。
住宅地の緑化	緑豊かな魅力ある住宅景観を形成するため、勝山景観計画に基づき、生垣や敷地内緑化の等による緑化を推進します。

## 施策の方向性 9

### 緑を生かして環境負荷の軽減・ 災害に強いまちづくり

具体的な取組	取組の概要
公園や街路樹等の緑の活用	公園や街路樹などの維持管理を行い、緑陰による暑熱軽減や火災時の熱吸収・低減による延焼防止につなげます。
森林の多面的機能の活用	森林は、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を吸収するほか、大気汚染物質を吸収する機能や水源涵養機能、土砂災害防止機能など多様な機能を持っています。勝山市森林整備計画に基づき、適切な森林の維持管理を行い、これらの森林の多面的機能を活用します。
農地の保全による雨水流出の抑制	河川沿いに広がる農地を保全し、土砂の流出を防止します。
公園の指定緊急避難場所としての活用	都市公園や公共施設緑地、街路樹等の整備を通して避難所施設の防災機能の強化に努めます。特に、建物が密集する元町・本町一帯などでは、地元の協力を得ながら身近な公園緑地やオープンスペースの確保に努め、防災性や居住環境の向上を図ります。

## 基本方針 3 緑のマネジメント体制を構築します

### ■具体的な取組

## 施策の方向性 10

### 多様な主体・手法による連携の促進

具体的な取組	取組の概要
多様な資金調達による施策の実施	ふるさと納税や森林環境譲与税、クラウドファンディングなどを活用し、多様な資金調達の手段により、保全・緑化の取組を推進します。
民間主体による緑化の推進	大規模な公園では、勝山市の新たな観光の中心地としての魅力づくりを進めるために、Park-PFIによる公園施設の整備・管理運営を検討し、民間活力の導入を図ります。
DX化の推進	公園の利用・管理に係るデータのデジタル化をし、エビデンスに基づいた整備・管理への応用や公園の利用状況のリアルタイムのデータの提供などデジタル技術を活用した公園整備・管理の効率化や利用者の利便性向上に関する取組等を公民共創により推進します。

## 施策の方向性 11

## 環境意識の醸成

具体的な取組	取組の概要
「かつやまをきれいにする運動」の実施	市内の緑を守るために、市民一人ひとりがごみを捨てない、捨てさせないという意識の醸成に向けて、「かつやまをきれいにする運動」を継続して実施します。
清掃活動の実施	美しいかつやまの景観を守るために、市民・企業・行政の連携による九頭竜川の清掃活動「クリーンアップ九頭竜川」や区民やボランティアによる平泉寺の清掃活動を実施します。
市民・事業者等への情報提供	より多くの市民の緑に対する関心を高めるために、市内の環境や緑に関する取組を広報誌や市のホームページ、SNS等を活用して情報発信します。

## 施策の方向性 12

## 緑のまちづくりを担う人材育成

具体的な取組	取組の概要
環境学習の実施	緑のまちづくりを担う人材の育成に向けて、市民総合大学講座や公民館等における生涯学習講座や自然観察会などを実施します。
環境教育の推進	学校教育の場において、将来を担う子どもたちが緑の保全の担い手となることを目指して、花植え活動や希少植物の保全活動など「持続可能な開発のための教育(ESD)」や地域の特色を活かした独自の環境教育を展開します。



【自然観察会】



【希少植物の保全活動】

# 第6章 保全配慮地区

## 6-1 保全配慮地区の設定

### (1) 保全配慮地区とは

保全配慮地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定める事項の一つで、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区を指します。

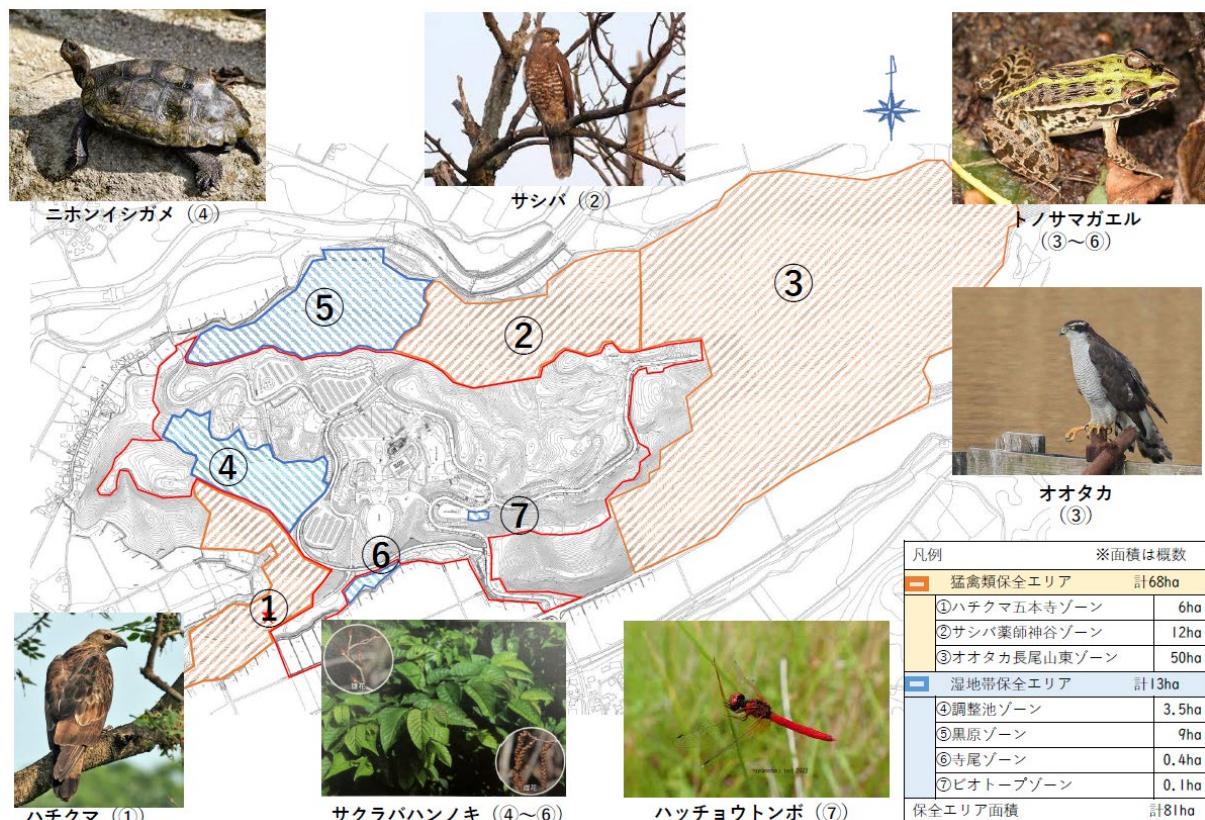
保全配慮地区は、概念的な地区であり、行為の制限などの法的な効果は生じません。しかし、風致景観の保全や生物多様性の保全、住民の自然とのふれあいの場の提供等に資する貴重な緑地として、地区内における緑地の保全、市民緑地契約の締結、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、農地の保全や活用など、当該地区において講じる緑地保全施策を定めます。

### (2) 保全配慮地区の設定

本計画において、長尾山総合公園を保全配慮地区に指定し、風致景観の保全や生物多様性の保全、市民の自然とのふれあいの場として活用を図ります。

【保全配慮地区とする地域】

長尾山総合公園指定エリア 約 137.00 ha



【長尾山総合公園に生息する希少動植物と各種保全エリア(案)】

※現在、自然環境調査を実施中であり、その結果を踏まえ、保全エリアを精査予定

## 6-2 保全配慮地区の特性

長尾山総合公園として指定されている長尾山は、勝山市のはぼ中央に位置する丘陵地で、北側に滝波川、南側に暮見川が流れています。東西に細長く伸びたその地形はなだらかな台地状で、東から西へ緩やかに傾斜し、標高は中央部で240m程度となっています。

人里に近く、植生の大部分は、アカマツ林、クリ、コナラ、アベマキなどの二次林、植林されたスギ林となっています。この山の西側の谷筋や湧水ではサクラバハノキなどの希少な植物が見られるほか、オオタカ、サシバ、ハチクマなど希少な猛禽類も営巣しており、生物多様性豊かな地区となっています。

令和7(2025)年に実施した生物調査によると、長尾山総合公園において309科972種の生物の生息・生育を確認しており、このうち38科53種が希少種となっています。こうした貴重な種や希少種が生育・生息できる環境の保全に向けて計画的な管理や整備、市民・事業者との連携が重要となっています。

【希少種の分類群ごとの確認種数】

分類群	目数	科数	種数
植物	7	8	11
水産貝類	0	0	0
陸産貝類	3	2	3
昆虫類	4	6	9
魚類	2	2	2
両生類	2	3	3
は虫類	2	2	2
鳥類	6	14	22
ほ乳類	1	1	1
合計	27	38	53

## 6-3 生物多様性の保全に向けた方針

### (1) 基本方針

#### ○多様な生きものを育む骨格的な緑を計画的に保全します

長尾山総合公園は、オオタカ、サシバ、サクラバハノキなど希少な生きものが多く生息・生育する生物多様性豊かな地区となっています。今後も豊かな生物多様性を守り育んでいくため、当該地区をネイチャーポジティブ公園として計画的に整備・保全を促進します。

#### ○樹林地と湿地環境を保全し連続性を確保します

長尾山総合公園内の樹林は、希少猛禽類の営巣場所として利用されており、営巣に適した樹林の保全・創出が重要となっています。また、希少猛禽類の餌となる両生類の生息・繁殖場所であり、その他希少な生きものも生息・生育している湿地環境についても併せて保全を行い、生物多様性の保全上重要な樹林と湿地環境の連続性を確保します。

## ○自然とのふれあいやレクリエーションの場を提供する緑を活用します

豊かな生物多様性を保全するには、市民や事業者を巻き込み、協働で維持管理やモニタリングなどを進める必要があります。貴重な生きものが生息・生育するエリアでの自然観察会や保全活動、人が集まる福井県恐竜博物館やかつやまディノパークなどでのイベントなどを通じて、自然とのふれあいを提供するとともに、生物多様性保全に関する意識の醸成を図ります。

### (2)指標

保全配慮地区の生物多様性の状況や施策の推進状況を把握するため、以下の指標を定めます。

【指標一覧】

指標	現況値	目標値
保全配慮地区(長尾山総合公園)内湿地におけるモリアオガエルの卵塊確認状況※1	卵塊を確認 2025(令和7)年度	卵塊確認を維持 2035(令和17)年度
保全配慮地区(長尾山総合公園)内湿地におけるサクラバハンノキの生育状況※2	生育を確認 2025(令和7)年度	生育確認を維持 2035(令和17)年度
保全配慮地区(長尾山総合公園)における猛禽類(オオタカ、サシバ、ハチクマ)の生息確認状況※3	生息を確認 2025(令和7)年度	生息確認を維持 2035(令和17)年度

※1 6月又は7月において、モリアオガエル卵塊の確認有無で判断

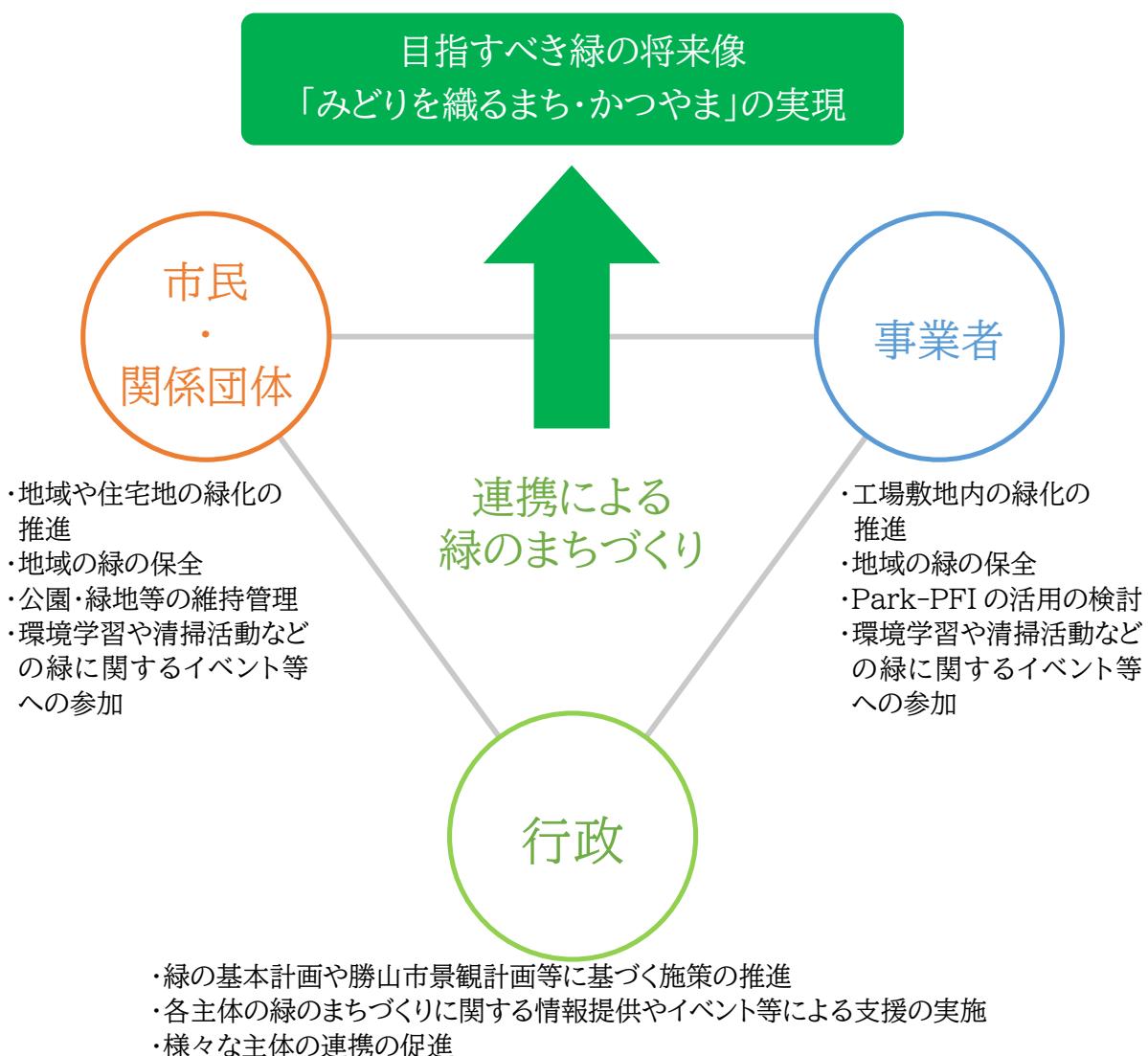
※2 6月又は7月において、サクラバハンノキの確認有無で判断

※3 3月～5月において、一種でも生息を確認できれば「生息確認」とする

# 第7章 計画の推進と進捗管理

## 7-1 推進体制

本計画の目指すべき緑の将来像である「みどりを織るまち・かつやま」の実現に向けて、計画の実効性を高め、効果的に推進するためには、市民・事業者・行政の各主体が連携しながら、取組を推進していく必要があります。下図に示す役割分担を踏まえ、連携による緑のまちづくりを推進します。

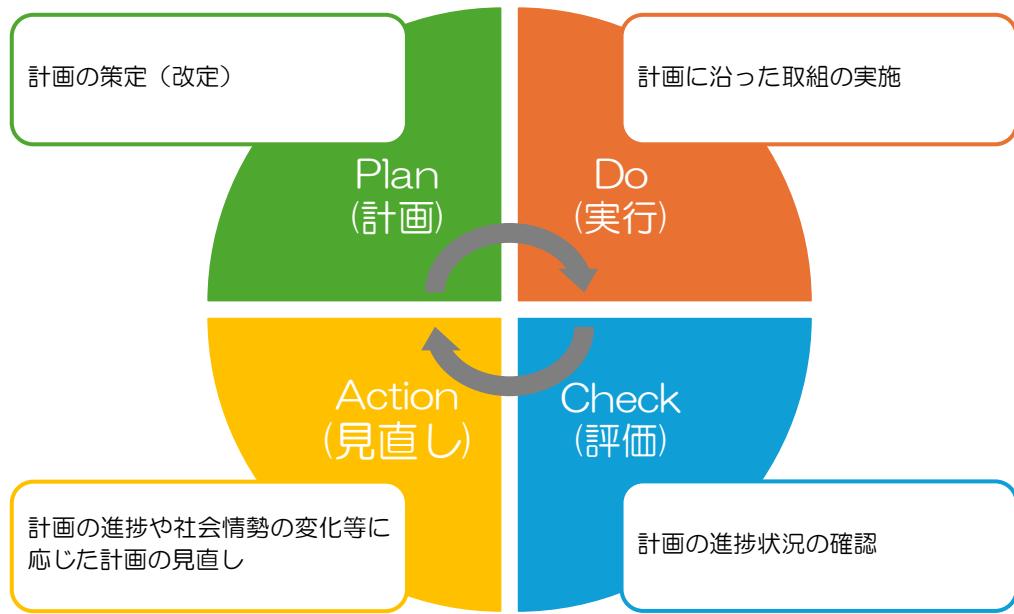


【推進体制のイメージ】

## 7-2 進捗管理

本計画を効果的に推進するために、計画の進捗管理を Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)からなる「PDCA サイクル」に基づいて実施します。

本計画の進捗状況を把握・管理し、取組の評価や点検を行うとともに、社会情勢の変化や法の改定、地域状況の変化、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



【PDCA サイクル】